

3 平成24年第1回越知町議会定例会 会議録

平成24年3月9日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 平成24年3月14日（水） 開議第3日

2. 出席議員（12人）

1番 市原 静子	2番 高橋 丈一	3番 武智 龍	4番 斎藤 政広	5番 岡林 学	6番 片岡 久一郎
7番 西川 晃	8番 岡林 幸政	9番 藤原 俊夫	10番 山橋 正男	11番 片岡 清則	12番 寺村 晃幸

3. 欠席議員 なし

4. 事務局職員出席者

事務局長	田村 昌道	書記	高橋 佳代
------	-------	----	-------

5. 説明のため出席した者

町長	吉岡 珍正	副町長	岡 義雄	教育長	山中 弘孝	教育次長	高橋 昌彦
総務課長	大原 孝司	会計管理者	藤原 良一	住民課長	岡林 直久	環境水道課長	北添 太三
税務課長	片岡 洋一	産業建設課長	小田 範博	企画課長	小田 保行		

6. 議事日程

第 1 一般質問

第 2 議案質疑〔議案第 1 号～議案第 28 号まで〕

第 3 討論・採決

- 議案第 1 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 越知町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 越知町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 越知町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 越知町立公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 越知町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 越知町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 平成 23 年度越知町一般会計補正予算について
- 議案第 13 号 平成 23 年度越知町下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 14 号 平成 23 年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 15 号 平成 23 年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第 16 号 平成 24 年度越知町一般会計予算について
- 議案第 17 号 平成 24 年度越知町簡易水道事業会計予算について
- 議案第 18 号 平成 24 年度越知町水道事業会計予算について
- 議案第 19 号 平成 24 年度越知町下水道事業特別会計予算について
- 議案第 20 号 平成 24 年度越知町国民健康保険事業特別会計予算について

- 議案第21号 平成24年度越知町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第22号 平成24年度越知町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第23号 平成24年度越知町土地取得事業特別会計予算について
- 議案第24号 平成24年度越知町蚕糸資料館事業特別会計予算について
- 議案第25号 平成24年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計予算について
- 議案第26号 越知町過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第27号 高吾北広域町村事務組合理約の変更について
- 議案第28号 権利の放棄について

第 4 議員派遣

第 5 委員会の閉会中の継続調査

追加日程第1 動議 町長の議会軽視に対する警告決議

開会 午前 8時58分

議長（岡林幸政君）おはようございます。平成24年3月定例会開議3日目の応召ご苦勞様です。本日の出席議員は12名です。定足数でありますのでこれより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。日程第1一般質問を行います。5番、岡林学議員の一般質問を許します。5番、岡林学議員。

5番（岡林学君）おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ただいまより通告に従いまして一般質問を行います。まず1つ目といたしまして高吾北消防新庁舎について質問をいたします。現在の消防庁舎は40年近くなりまして、大変老朽化をいたしてきておりました。早急に建て替えをとという話がありまして、等々具体的な状況になったことは、大変喜ばしいことでもあります。予想される南海地震等の大災害時にも住民の命を守る拠点であることは言うこともありませんし、また、この施設が最新の設備を備えることによりまして、ますます地域の安全が高まることを期待いたしておりますが、大変事業費が4億8,238万2千円と大きな事業費が出ております。3町が連携をし、県の理解も得ながら取り組まなければなりませんけれども、この財源につきましてまずお聞きをいたします。越知町のこの建設にかかわる財源につきまして、総事業費越知町分1億2,111万2千円という金額がございますが、これをどのような形で、財源で出して負担をするのか。まずそれをお聞きをいたします。

議長（岡林幸政君）大原総務課長。

総務課長（大原孝司君）おはようございます。岡林議員にご答弁申し上げます。本町の負担分、そしてどういうふうにするのかということですが、まず本町の負担分としましては、特別負担金としまして4,836万という額が提示されておりました、これにつきましては、一般財源でということになりますが、施設等整備基金の繰入金、全額を充てるということにしているものでございます。以上でございます。

議長（岡林幸政君）今大原課長より2番も一緒に聞いてもろうたら答弁がしやすいということですが、5番 岡林学議員。それで学議員いいですか、一緒に。

5番（岡林学君）当然、全体的には3町、それから県も関わる事業でございますので、2番に佐川町、仁淀川町の負担金額、負担割合はという通告をしておりましたので、一緒にということでございますので、この辺をお願いしたいと思います。まず、そしたら全体に越知町の負担金、負担割合、それから佐川町、仁淀川町の負担金、負担割合、そしてこの中には財源を充てる取り崩しということもありまして、この中にも県の

基金も入っておる。その中からの取り崩しということも出ておりますので、この辺も各3町そして県、それから広域の関係の補助金も充てられていることも聞いておりますので、その辺も踏まえて全体の負担金の支出の割合等をお聞きをいたします。

議長（岡林幸政君）大原総務課長。

総務課長（大原孝司君）ご答弁申し上げます。消防庁舎の建設負担金等という本日お配りをさせていただきました資料の説明を持って答弁に代えさせていただきますたいというように思います。資料をご覧くださいと思います。上の方に基準財政需要額というものがございまして。そしてその下に少し網掛けをしておりますが、基準財政需要額割というものがございまして。それぞれ佐川町、越知町、仁淀川町という数字を打っておりますが、この基準財政需要額割これがすなわち（2）番の佐川町、仁淀川町等の3町の負担割合ということのご答弁ということになってまいります。その下に総事業費を打ってそれぞれ3町分を割っておりますが、この割る時にこの上の基準財政需要額割というこの割合を持って掛けてこの数字を出しているということでございます。本町の持ち分としましては、1億2,111万2千円という額ということになります。要するに総事業費4億8,238万2千円掛ける本町の0.25107とこれを掛けたものが、本町の言うたら割り勘分と総事業費に対する本町の負担分と全体の、いう格好になってまいります。3町それぞれ率をうちまして例えば佐川町でありましたら、0.43086という率を打って総事業費2億780万いくらという額をそれぞれ出しているということになります。この基準財政需要額割合をすべてに打って、3町に割り振っているというふうなやり方になっております。その下の基金取り崩し今回3町分全体で2億5千万取り崩すということになっております。その2億5千万の基金のそれぞれの3町分ということで計算したものがこの額であります。本町分として6,276万8千円、これは他の議案にも出てまいります。この額につきましても同じく上の基準財政需要額割というこの率を打って出したものであります。具体的には2億5千万、全体の基金の取り崩し額2億5千万掛ける本町分でありましたら、0.25107を掛けたものということになります。他の2町におきましても同じように上の基準財政需要額割というこの率を2億5千万に打って掛けて出した額ということになっております。そしてその下の基金取り崩し（県分）というふうに書いておりますが、県分としましては2,700万を今回取り崩すということになっておりますが、この2,700万という額につきましても、そこにちょっと算式を入れておりますが、9億分の2億5千万掛ける1億円という、要するに3町分として9億円の内の2億5千万を今回取り崩すということになります。それは基金の全体の27%を取り崩すということになります。端数はちょっとありますけれど、県の基金としては1億ありますので、その県の基金1億円のうち率として今言うた27%を取り崩すと、市町村と同じ率を県の基金も取り崩すと、そういう意味合いでございます。県全体としては2億2,700万を取り崩して充ててくれるということになります。そしてその下の

消防予算の繰越金ということになっておりますが、正にこのとおりでありまして、広域としても一定負担するという格好になったようでございます。最後に一番下の特別負担金という欄ございますが、計のところでは1億9,261万5千円という額が出ておりますのは、その下にカッコ書きで少し算式を入れておりますが、総事業費4億8,238万2千円から基金の取り崩し分2億5千万を引いて、さらに県の負担分を引いてさらに広域の負担分を引いて、その残りが1億9,261万5千円となると、これをさらに先ほどの基準財政需要額割で割り振ったと。本町の場合でしたら、1億9,261万5千円掛ける上の0.25107、これが4,836万とこういう額になってまいります。それぞれ3町同じようにこの1億9千いくらにそれぞれの持ち分と言いますか、基準財政需要額割を掛けてこの額を出しておると。この特別負担金4,836万につきましては先ほど申しましたが、本町としましては全くの一般財源になってまいりますので、補助等ございませんので、施設等整備基金を取り崩してこれに全額充てるということで今予定をしているところでございます。この少し基準財政需要額割というあまり聞いたあれがないかと思っておりますので、簡単にご説明をさせていただきたいと思うんですが、地方交付税の普通交付税の算定の基礎となるものでございまして、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うための財政需要というものを、一定の方法によって算定した額というふうに説明があるわけではございますが、要するに国が交付税を配る時に各地方公共団体ごとの財政需要というものを合理的に算定する必要があるわけで、その方法の1つとして採用されるということ、普通交付材を算定する途中の1指標、数値ということになるわけではございます。現実に必要とする経費ということではなくて、客観的にあるべき財政需要ということでもありますので、いわゆる理論値、実際にいった額ということではなくてということになります。ここに出ております例えばうちの1億3,992万2千円という額が出ておりますが、これは23年度の普通交付税の算定をするにあたりまして、本町が国に向けて報告をした数字であります。他の2町も同じことではございますが、その内の消防費に係るということになります。全体の基準財政需要額でなくて基準財政需要額の中の消防費に係るということになります。消防費の広域の負担金につきましてはいろんな算定の方法があつて、例えば議会総務費でありましたら、均等割と人口割だけで算定すると、それぞれその清掃センターでしたらそれに利用率を掛けるとかということがありますが、この消防に関する負担金につきましては、通常この基準財政需要額割ということで割り振られてきております。ですので今回庁舎に関する特別負担金という格好になるわけではありますけれども、それにつきましても通常と同じく普通負担金と同じような考え方で各町村に割り振ったものだというふうに理解しております。以上です。

議長（岡林幸政君）5番 岡林学議員。

5番（岡林学君）基準財政需要額というのも、これも後ほどまた教えていただきたいと思いましたが、説明がありましたので良く分かりました。

が、そしたら、うちの越知の1億2,111万2千円に対して基金の取り崩し額が6,276万8千円、それから特別負担金の4,836万円、ちょっとこれを足したら1億2,111万2千円になりますかね。他に別に何か不足分ということは何かどっから充当するような考え、持っておりますか。

議長（岡林幸政君）大原総務課長。

総務課長（大原孝司君）ご答弁申し上げます。今の説明で足りなかったと思いますが、この網掛けをしております県分、それから消防予算の繰り越し分、要するに広域の負担分、この部分が間に挟まっておりますので額としては入れておりませんが、県分の負担金としまして3町に理論的に割り振った額がここに入っているということになります。下の算式を見ていただいたら分かるようになりますね、全体の4億8,238万2千円から基金を引き、そして県分と消防予算の繰越金これを引いてこの1億9,200という額を出していますよね。この間に実際には額が入っているということですね、それを足さないとか上の1億2,100万にはならない、具体的にでは額申します。今計算式だけを入れてありますけれども、それを割り振った額いうのを今申し上げます。本町分だけ申し上げますと、県の基金分として677万9千円、そして消防予算の繰越金として320万5千円、実はこの額がここへ挟まっていると。これを足したら上の1億2,111万という額になるはずでございます。以上でございます。

議長（岡林幸政君）5番 岡林学議員。

5番（岡林学君）私の頭じゃちょっとそこまで計算式が分かりませんでしたので、そういう形で県と消防のそれを書いていただいたらすぐに分かったんですけども、とりあえずこの金額で、この負担金で越知はやるということに進んでおるということですが、ひとつこれは県の方の許可というのはもう確実にいただいておりますか。それを1点確認、県のその1億円の取り崩しということの関しての許可はいただいておりますか、ちょっと確認をいたしますが。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）もう一度すいません。（「取り崩しの確認だけをいただいておりますかということ。」岡林学議員）結論から言いますと許可をいただいております。これは、いろいろ基金の取り崩し方には二転三転いたしまして、苦慮いたしましたけれども、広域の3月議会の初日に全議員の承諾をいただきまして丸くこういう形で行くということを決断いたしました。

議長（岡林幸政君）5番 岡林学議員。

5 番 (岡 林 学 君) 一応うちの取り崩しの分かりましたし、これは早急に進んで早く進めていかなければならないと思いますけれども、それから1点町長に、この消防の金額ですね負担金、広域でこれは3町、県いろいろなところの調整があって、それぞれの負担金を決めたという経過は十分に分かりますけれども、これは実際に言えば広域の議会で決まった後での越知の議会の承認という決議という形になってきたんですが、手前にもう少し大きな金額、たいへん大きな事業でもありますが、手前にそういうふうなこれくらいの金額がいる、これくらいの事業に対してこれだけの負担がいるがというような、そういうふうなお話はできざったのかということがあります。その点について町長どのようにお考えでしょうか。

議 長 (岡 林 幸 政 君) 吉岡町長。

町 長 (吉 岡 珍 正 君) 結論から言いますとできませんでした。これは裏をお話しますと、最初のはしはふるさと創生基金の積立金を出資割という話がありまして、なかなかその話そのものがうまくいかない。先ほど言いましたように財政基準額の消防割の部分で今まで過去やってきた経過があります。特に出資割でいきますと仁淀川町が大変大きくなりますということがありまして、もめてもめて、揚げ句にこういうことになって滑り込みセーフで議員もご存じのように広域の議会の始まる前にそれぞれの代表者が議員が私も呼びつけられまして、このままいってはいかんとということで佐川町のある議員から私から出しますということでこの案を出していただいて、これで3町の議員がまとまると、ぜひ組合長これで行けということで、それ議会に通して満場一致で経過したという順番がありますので、それとこれはルール上そちらで決まった形をこちらが承認を3町がするという形になっておりますので、それはご理解願いたいと思います。

議 長 (岡 林 幸 政 君) 5番 岡林学議員。

5 番 (岡 林 学 君) いきさつ等大変町長が組合長が苦勞されたということ十二分に分かっておりますが、またできるだけ次も大きな事業が来ようかと、衛生センターとかですね次の広域の大変そういうふうな事業も出てきますが、できれば早めにそういうふうなことを3町で決めていただいて、また早めに全体がスムーズに行くような形を取っていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。これで1番の質問を終わります。

2番目といたしまして、山間地住民の足をとということで通告をいたしております。患者バスやスクールバスに一般の者が乗車できるようにならないかということで通告をいたしておりますが、この件は今年の9月にも最近ですと武智龍議員がだれでも利用できるバスをとということで、本当に地元の交通の弱者という者がたくさんいるんだという質問もされましたけれども、これは、この時町長の質問に対する答弁で、全町をフ

フォローすることは難しいのですぐやるという返事はできないと、それから制度上のこともありまして、住民課長の答弁の中にもそれはできませんというような答弁もあったように記憶をいたしておりますが、最近議会も議会運営委員会ということで地区の懇談会をいたしております、その中で地区へ行きまして切実に出てくるのが、水の問題と、この交通弱者足がないと。病院に行くにも買い物に行くにも見舞いに行くにも本当に足がないという切実な話が出てまいりました。ですので、あえて今一度この問題はすぐには解決できる問題ではありませんけれども、質問をさせていただきます。そんな中で話す内容ですが、先日ご覧になったと思いますが、栲原町で山の住民タクシーが好評というようなことで、町内が助け合いで足を確保してそれを利用しておるといような記事も出ておりました。一足飛びにここの状態に持ってくるにはとてもできないということは分かっております。そんな中で出ておりました普段町内回っておりますスクールバス、患者バス等に何とかこれを足として利用できるようなことはできないかということは、ぜひ私もこれからももっと勉強いたしますけれども、それをできるように何とか考えていただきたいというのが質問の趣旨でございます。スクールバスそれから患者バス等も購入にはそれぞれの補助金等も使って制約のあるということも聞いてありますが、その今一度問題点、できないというそこを確認をいたしまして何とか取り組んでいきたいと思いますが、教育長にそのスクールバスの一般の者の乗車のできない理由、それからこういうふうな形にすればできる、それから住民課長にも同じようにこういうふうなことでできない、こういうふうにすればできるんじゃないかと、課長の教育長のできるという思いもぜひ返事とすれば今はできないという返事になろうと思いますけれども、教育長それから住民課長のその辺のことも踏まえたご答弁をいただきたいと思います。

議長（岡林幸政君）山中教育長。

教育長（山中弘孝君）5番議員にご答弁申し上げます。スクールバスの住民の利用でございますが、原則的には今議員が申されましたようにスクールバスは国の方からへき地児童生徒援助費等補助金の交付を受けまして購入しております、通学以外に利用することは目的外使用ということになるわけございまして、原則的には認められておりません。しかし、文部科学省の承認を得た場合には住民の利用が可能であるということになっております。へき地児童生徒援助費等補助金にかかるスクールバス、ボートの住民利用に関する承認要領というのがございまして、それに従って文部科学省の承認を受ければ住民の利用が認められるということになっております。この要領では一定の要件がございまして、これに適合することが求められています。まずは住民の利用ということにつきましては、規定の中でバス等の交通機関のない地域または交通機関の運行回数が著しく少ないことにより、交通機関の利用が著しく困難になっている地域の住民のため、スクールバス、ボート、スクールバスだけでなくボート船を運航しているところもありますので、スクールバス、ボート児童生徒通学以外の目的で運行し、または便乗により利用するこ

とをいうということになっておりまして、まずは交通機関の利用が困難な地域であるということがまず前提条件になります。

次に、市町村がスクールバスを住民利用に供しようとするときは次に定めるすべての要件に該当すること、ということがございまして、1つにはスクールバスを利用する児童生徒の登下校に支障がないこと、それから2つ目は安全面で万全を期するよう配慮されていること、それから3つ目ですが、交通機関のない地域等の住民に係る運行であること、それから4つ目が市町村の教育委員会が住民利用に供することを差し支えないと認めたものであること、それから同じく県の教育委員会が住民利用に供することを差し支えないと認めたものであること、それからまた留意事項というのがございまして、市町村がスクールバスを有償で住民利用に供しようとするときは市町村の長は住民利用に係る文部科学大臣の承認があった後に管轄の運輸支局または沖縄総合事務所陸運事務所において道路運送法に定める必要な手続きを行うことということが定められております。以上が整えば手続き上の住民の利用は可能ということになります。

ただ、実際上のそれから運行上の問題とか課題がございます。1つには出発時間でございますが、朝は大体一定決まっておりますが、帰りの時間が学校行事等で変わる場合がありますので、そういった面では利用者に不便をかけるのではないかなという懸念がございます。それから賠償責任等の問題でございますが、けがした時なんかには児童生徒については学校保険センターの共済金に入っておりますので、そちらの方でみえますが、住民の場合にどういう保険を適用するのか、総合賠償補償保険とかそういったことが課題になりはしないかなど。それから料金の問題ですが、どういう料金設定をするのか。それからまた運輸支局の手続きをどういうふうにするのか。そういった課題があります。それから会計の問題としましては、料金を取る場合には特別会計を設置するのかといった問題もありますし、1番の課題は町内の民間ハイヤー業者の理解が得られるかどうかという点も大きな課題じゃないかなというふうに思っているところです。

それから運行地域の利用者の希望調査もしなくてはならないであろうと。その時にある人は乗れてある人は乗れんという状況も、今の利用実態の中で満杯に近いところとかなり空いているところ、いろいろございますので、ある人は乗せてくれたのにある人は乗せてくれなかったという問題が起きやすいかということもちょっと懸念をしておりますが、その他にも実際運行するということになれば、現実的な課題もあろうかというふうに推測をしているところです。現在町の方で昨年一般質問でございましたことにつきまして、公共交通検討会で公共交通について検討がされておりますので、その中の全体的な交通体系の中でスクールバスがどういう役目を果たすのかといったことを検討する必要があるというふうに思います。議員も先ほどご指摘のように、梶原町ではNPOで区長さんが代表になって住民タクシーを運行しておりまして、新聞にも載っておりましたが、やはりこういったものをするにつきましても、民間のハイヤー業者のご理解がないといけないのではないかなというふうに思

っているところがございます。一応手続き上、制度上はできる可能性があるということでございます。以上です。

議長（岡林幸政君）岡林住民課長。

住民課長（岡林直久君）岡林議員にお答えします。大変教育長が答弁していただきました。患者バスにつきましては、要綱で通院先の医療機関が証明しました患者輸送者の証明書が乗車する際に提示するというのを定めておまして、一般の方は乗車できないということになっております。患者バスの購入に際しましては県の補助金や、また特別交付税等も関係するということもございますが、そういった強い要望もあるということで、1つそういう補助金とかいうことはあまり気にせず、そしたらどういふふう地域の方が喜んでくれる交通機関、交通を運行ができるかということは一とつ考えたいと思っております。そういうことで先ほど言いましたように検討会を立ち上げておりますので、一般の方も乗れるというような趣旨で議員のご質問のようにそういったことも含めて前向きに検討してみたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（岡林幸政君）5番 岡林学議員。

5番（岡林学君）それぞれ答弁をいただきましたが、ハードルは高いけどできんことはないということと、確かにハードルの高さがさすがにいろいろな段階、段取りを踏まなければできないということで、段取りしゅう間に子供がいなくなってスクールバスが来なくなったと、これはもう足が間に合わなかったというような時代が先に来るんではないかと思っておりますけれども、とにかくそれと住民課長の答弁の中に、前は、それはできませんというような答弁をいただいておりますけれども、検討会も開いて前向きにというようなこともありました、スクールバスはなかなか児童ということで先ほど言われたような状態ですが、患者バスはまだこれからもしばらくはありますし、本当に患者だけではなく、足がなくて行けんというのもこれも1つの大きな障害になろうかと思っておりますので、ぜひ早急な何かの方策を検討会で私ども勉強してまいります、検討会で前向きに検討していきたいと思っております。患者バスも購入の際には補助金等もいただいてやっておると言いますが、日頃の一定お伺いしてありますが運行の運用の経費につきましてもこれは調べますと、一般財源でこの患者バスの運行の経費はまかなっておるんではないかというふうに思います。一般財源を使うということでありまして町民全体のお金を使っての運用しておるということで、ぜひその辺もふまえて検討していただきたいと思っておりますが、もう一度その辺、住民課長の意見、運行の住民の税金で運用しておるということと、全体の足を考えないかというその辺の考えもう1回お聞きをしたいんですが、どうでしょう。

議長（岡林幸政君）岡林住民課長。

住民課長（岡林直久君）岡林議員にお答えします。患者バスはずっと私も仕事しておりますと、患者バスという言葉が非常に重くと言いますか感じて

おります。患者やないと乗れんとなるとどうしても病院へ行かないかんのかなと言うて、ようよう考えよったら医療費これは助長しゆうようなそんな気持ちにも今なっております。そういうことで全体的なこと考えるとですね、遠くにおられる方は来たいし、そうするといろいろなこちらに来て運動もできますし、そういったいろいろな社会参加もできるということ、全体のこと考えるとお金ということについてはそんなに負担になるんじゃないような私は気がしてなりません。そういうことで前向きに検討したいなというふうに思っております。

議長（岡林幸政君）5番 岡林学議員。

5番（岡林学君）本音もお聞きをいたしました、課長の。たいへんそのとおりだと思います。一方では、きたえんぼう將軍とか病気にならないようにという非常に素晴らしい活動も町内あちこちでもやっておりますし、医療費の大変今回も出ておりますように、医療費が高額に負担がなってきたおるということもあります。最後に町長にお聞きをいたしますが、町内みんな元気でおらないかんということと、それから本当に足として動く足として非常に困っておると現状、その辺踏まえて町長はどのようにお考えをしておられるのか。住民の足について困っておるということに関しまして町長の意見をお聞きしたいと思います。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）困っておることは重々分かっておりますが、先ほど言った数多くの規制ハードルがありますから、この辺をどう乗り越えていくかが一番の課題になるだろうと思っております。それともう1点、今患者バスとスクールバスだけが出ておりますけれども越知町には業者もおります。タクシー券も出しておるわけでありますから、その辺も総合的に見た上で最終結論は出さないかんとは思っております。

もう1点、先ほど梶原町が住民タクシー、これ大きく載っておりました。我々も視察にも行っております過去何度も。上勝町でこれをスタートしまして他の事業もありまして上勝町2度まいりましたけれども、1度目はやっておりましたが、2度目はほとんど消滅しておりました。だから大変いいと思うてスタートしても意外とちやがまる場合もございます。だからそういったことも含め、現在先ほど教育町、住民課長が答えましたように検討をしておる段階でありますので、しばらくお待ちを願いたいと思います。

議長（岡林幸政君）5番 岡林学議員。

5番（岡林学君）町長視察にも行かれて、2回目行った時にはなかったということですが、どうしてなかったかという原因もその時には分かっていると思っておりますので、それも生かした取り組みを越知の町でしていけばいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひ今度検討会も立ち上げて検討するということですので、そういうふうな視察もしてこられて最初はえいと思ってできたことがやまっておったということは、どんな問題があ

ったのかということですね、その辺もぜひ検討会で生かしていただいて、このことについては検討していただきたいと思います、また機会を改めましてその後の状況を質問をさせていただきたいと思います。以上で2番の質問を終わります。

3番の県道柳瀬越知線についてということで通告をいたしております。昨年の議会で、私もこの女川地区の路線の変更ということで質問をいたしました。その時に、3月年度末には設計もできて地元にもう一度内容を報告できるようになるのではないかと回答をいただいておりますが、その後の計画の進捗状況はどのようになっておるかをお聞きをいたします。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）私の方から概要をお話し、後課長の方から詳しく説明をさします。まずこの柳瀬線につきまして昨年平野から柴尾まで一応落成をいたしました。既にこの時越知の土木所長、長谷部さんという方でもございましたが、越知までの新たな道の検討の話も裏では出ておりました。それを今回今の所長高橋大助所長が引き継いでくれまして、特にまた、この所長は積極的に県にも働きかけてくれました。その結果、昨年土木部長も現場に来ましたし、なお、土木部長はこの時に鎌井田、片岡、黒瀬のコースも見ていただきまして一定のイメージは部長にも分かっていたと思いますし、そのように進むだろうと思っております、既に測量を両方ともいたしております。

そこでこの柳瀬越知線でございますが、もう既に佐川の住民の方あるいは柴尾の住民の方々との話し合いも、越知の土木事務所が入りまして当然役場の職員も入ってでございます。何度か話し合いをいたしております。一定のもうすでに構想はできておりまして、現在測量も大方終わりまして、路線の選定に移っております。路線の選定と言いますのは、柴尾から女川の方へ作るコースは1つでございますが、し尿処理の辺りからのコースが何点かございまして、これ課長に説明をさせますが、先般越知土木事務所より見えまして、土木事務所の考えと私ども考えを適合しまして1つの路線を我々は今望んでおるところであります。そのことにつきまして、住民との話し合いもしておりますので課長から説明をさせます。ただ、昔ひょっとしたら議員ご存じかも知れませんが、広域の消防署、佐川と越知の間乙川というところではありますが、ここから女側の山を通過して外回りを回って柳瀬線へ来るというコースがありましたが、この線は消えております。消えております。その他のコースで現在話を進めておりまして、皆さんもご存じかも知れませんが、この間ずーっと測量にですなたくさんの方がみえて動いておったと思います。知事も見に来まして、特に土木部長も台風の時の水がどれだけ出るかというのを越知土木事務所が最大のところに印をつけてあります。特に柴尾と女川間の電柱には6メートルぐらいのところまで上がったところがありますので、そこに全部かっぱのマークがついております。ここまで来たということで土木部長も納得していただき、知事の方は非常にびっくりしまして、これが現実かということを知っていただき大変良かった

と思います。詳細につきましては課長から説明さします。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）岡林議員にご答弁を申し上げます。先の12月議会で県道柳瀬越知線のルートについてご質問をいただいておりますので、それ以降のことについてお答えをしたいと思います。12月議会では女川地区の町づくりのことも考慮して県としては女川地区が要望するルートで今後検討したいというご報告をさせていただいております。年が変わりまして2月の17日、女川地区を対象といたしまして最終的なルートを決定したいという説明会を行いたいのので、町も一緒に参加してほしいという要望がございまして、副町長、それから私、それから國貞補佐の方で現場の方へ出席をいたしました。県の方からは女川地区が選んでおりましたBルート、これを基にいたしまして、できるだけ支障物件等が少ないルートを考えたいということで、また新しく4つのルートが示されたわけでございます。地元といたしましては、いずれのルートを通るにしても土地、家、倉庫、それから取り合い道といった問題も出てくるので、どれか1本に絞ってこないかという話が出てその意見が一致ということになりまして、町といたしましても同じ考えであったために県としてルートを先決めてほしいということ、それで今月末に女川地区の総会が行われるわけでございますが、その席で県が最終的に県としてはこのルートでいきたいというものを決めていただいてその内容を発表、説明をしていただくということにしております。24年度につきましては、実際的にそういったルートが決まってくれば用地交渉とそれから実施測量に入るという計画となっております。当然ルートが決まれば町といたしましても用地交渉等につきましては、全面的に協力はしますというお話をしております。以上です。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）1つ大事なことが抜かっておりました。実はこの路線を検討しておりますことは、柴尾も女川の住民の十分知っておるわけですが、その中で一部要望がございまして要望の1つに平野、柴尾、宮地の方から自転車で越知町に朝晩通っている人がおるそうです。いろいろおるらしいです。それから健康運動ということで走ったり歩いたりしている方もおるということもありまして、その橋をかけるわけですが、非常に長い橋になります。橋脚の中が非常に長いという橋になるわけですが、その場合に県の方が流木等が引っ掛かるということをまず基本に心配しておると思いますが、今の旧道の橋を仮にのけました場合には非常に長い橋であって登りのスロープ下り、それからまたもんで来ないかという問題が出てきますので、そういった方からはぜひ旧橋を残していただきたいという要望がございまして、台風になりましても私の家からまっすぐあの橋が見えますが、流木が流れてきましてもあの橋が影響することはございません、そういうこともあって県の

方には住民のこういう意見があるので、できれば旧橋は残していただきたいという話はいたしております。

議長（岡林幸政君）5番 岡林学議員。

5番（岡林学君）本当に土木の方も県の方も積極的に取り組んでいただいておりますということで安心をいたしました。ちょっともう1点課長に確認いたしますが、大まかのルートで後は4つぐらいのコースというのはどう言いますかね、女川の方に来られてからその宮崎商店までのあそこまでの間のコースがまだ決まってないということですか。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）お答えいたします。柴尾から処理場の前までのコースにつきましてはB案でそのまままいります。あそこから終点が女川の宮崎商店の前になるわけですが、あそこの集落内だけでいくつか4つぐらいの案を出してその中で地元が一番どこが都合がえいとか支障物件が少ないとかいうところを選んでほしいという提案でございまして、町としても一番支障物件の少ないルートで効果があるルートを決めてほしいという要望はしております。以上です。

議長（岡林幸政君）5番 岡林学議員。

5番（岡林学君）早急にまた近々地区の総会等でも説明をされて理解を得て取り組むということでございますので、また、今町長の言われました今の橋も存続させながらということはそれはそれでいいと思いますし、後は冠水の問題がありましたのでその辺のことも十分に考慮の上の高さとかの決定などを検討していただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。以上で私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

議長（岡林幸政君）これもちまして、5番、岡林学議員の一般質問を終結します。10分間休憩します。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時 1分

議長（岡林幸政君）再開します。続いて10番、山橋正男議員の一般質問を許します。10番 山橋正男議員。

10番（山橋正男君）おはようございます。議長のお許しを頂きましたので一般質問を行います。昨日でございますけど、ソニアの質問の中で片岡清則議員が質問され、また執行者が答弁されたわけでございます。また、3月8日には議員協議会を開き、議員が質問し、また執行者が答弁し

ておりまして、重複するかもわかりませんが、ご了承よろしく申し上げます。

ソニアについてでございますけど、1月31日ですか、もう譲渡契約結んでるわけでございます、もう3月末には林産組合へ引き渡すというような報道がされてるわけでございますが、私の質問は事後質問になります。町民の方からあの新聞が載った時にこう言われたんですけど、いったいどうしたことよと。7,200万という資産を売却するがって一体どういう関係で中身ではそういうもの知っちゃうか、全く知らないということで、ほんなら町長に聞いてみましようと言うて、議員また町民であります私たちは知る権利、そして町民に知らず義務というものがありますので質問をさせていただきます。始めにソニアについてでございます。1番の製材工場（佐川町）を仁淀川林産組合に約7,200万円円で売却すると報道されておりますが、この額は鑑定士が評価した額かの質問でございます。財産を売却するには適正な価格で売買しなくてはならないわけでございます。売却する7,200万は昨日の答弁で不動産鑑定士に頼んだ金額がこれであると答弁されたが、間違いございませんか。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）お答えをいたします。間違いございません。こういったもんでございます。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）それでは間違いのないわけでございますけど、鑑定士は有限会社ソニアが依頼した鑑定士でございますか。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）現在仁淀川町の副町長がこの事務担当でやっておりますので、こちらからソニアとして鑑定を依頼いたしました。鑑定書も返事はソニア宛てでもっております。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）鑑定士はソニアが出すのではなく、仁淀川町が鑑定士を呼んだ鑑定士ということですね。（「ソニアです。」町長）ソニアが鑑定士を呼んだということですね。それでは次ですが、売却する不動産、土地、建物、機械装置でございますが、これは3類に分かれるわけです。

土地、建物、機械装置でございますが、鑑定士はそれぞれその分野専門の鑑定士が鑑定した金額ですか。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）当然専門家でございます。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）ほんなら3類の専門家でございますから土地は土地、建物は建物、機械は機械という専門家ですね。

議長（岡林幸政君）ちょっと山橋議員、答弁をせんとその3つを言うたんやったらその通りかどうか。（「ちょっと休憩で、その3類ではね、普通鑑定士っていうのはその専門分野があるでしょ。土地やったら土地の専門、それから機械やったら機械、今度売却するのにいろんなフォークリフトそんな」山橋議員）

議長（岡林幸政君）岡副町長、答弁。

副町長（岡義雄君）山橋議員に補足して答弁させていただきます。不動産鑑定は土地、建物は同じ業者の方にやっていただいております。これは、日本不動産鑑定協会の会員の方で昨日申し上げましたが、知事の登録免許を持ってる方でございます。ただ機械類につきましては、そういう専門のところがございませんので、業者の方に見積もりを取って価格を決定しております。そういう意味で3つの部分で言いますと、土地と建物は鑑定士、機械は見積もりということになっております。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）機械等分かりました。機械等の関係は林産組合7業者の関係の方はもちろん違ってますでしょうね。

議長（岡林幸政君）岡副町長。

副町長（岡義雄君）業者の名前をちょっと今ここで資料持ってませんので、はっきりした名前を確認はできませんけれど、そういういわゆる譲り渡す相手の業者の方でないということは、確認しております。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）財産を清算する場合には、正式に鑑定士の鑑定を受けたわけでございますけど、やっぱり後々問題があるので私がこういう質問したわけでございます。それでは次の質問でございますけど、昨日片岡清則議員の質問の中で7業者の名前を言えということで私も各議員さん、そしていろいろ聞いてみますとどうしても分からないのですが、ちょっと今から言います。池川木材工業、それから池川林産、吉永土建、和泉工業、明神木材、池川林材でもう1つの業者がどうしても分からないんですけど、お願いしたいんですけど。全部言ってくれたら、もう私が6つは分かっていますので。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町 長（吉岡 珍 正 君）はい、お答えします、もう1度じゃあお名前を申し上げます。池川林材株式会社、池川木材工業有限会社、池川林産企業組合というのがあります。たぶんそれが抜かっているんじゃないかと、後は株式会社和泉工業、株式会社仁淀川開発、株式会社明神林業、吉永土建さまであります。

議 長（岡 林 幸 政 君）10番、山橋正男議員。

10番（山 橋 正 男 君）説明を業者を受けたわけでございますけど、この7業者でございますけど、分かっている範囲内で答弁で構いませんが、現在仕事の内容はどんな仕事をされておりますか。仁淀川町ですから分からざったらかまいませんから。

議 長（岡 林 幸 政 君）吉岡町長。

町 長（吉岡 珍 正 君）それは、おおよそは分かっておりますけれども、それ以外に仕事をしておったりですね、仕事をしてなかったりするかも分かりませんので、それちょっと調べた結果でないと答弁できません。調べる時間がありましたら与えていただけましたら調べます。

議 長（岡 林 幸 政 君）10番、山橋正男議員。

10番（山 橋 正 男 君）その7業者ですわね、いろんな仕事はされて今土建業もそうですけど、1つだけではなくなかなか別の仕事やったりしてますけど、主たる仕事の内容はという、名前を聞いたら分かりますけど、明神木材やったらおそらく木材の仕事はしてるでしょう。それと吉永土建でしたら、土建の関係の仕事をしてるんじゃないろうかと、主たる仕事の内容だけで結構です。分かればの範囲ですけど、主たる仕事。

議 長（岡 林 幸 政 君）町長、分かればということですが、はい、吉岡町長。

町 長（吉岡 珍 正 君）もらっておる資料では池川林材が製材業、池川木材工業も製材業、池川林産企業組合が林産、山のほうです。和泉工業も林産、仁淀川開発も林産、明神林業も林産、吉永土建ですが吉永社長として林産であります。

議 長（岡 林 幸 政 君）10番、山橋正男議員。

10番（山 橋 正 男 君）分かりました。7業者は一応木材関係の仕事をしているということでございます。次にですが、林産組合には仁淀川町が交付金7千万円、無利子貸付8千万円出資をしてるわけでございますが、林産組合は仁淀川町の第3セクターと考えてよろしいでしょうか。それとも、出資しただけでただ出資しただけで仁淀川町とは全く関係ない組合ですか。そしたら仁淀川町が今出資金ですか、補助金を1億5千万出しています。出した相手、林産組合は仁淀川町が出資しただけのただの組合で、全く仁淀川町はその林産組合とは関係ないと、お金をただ出資した交付金を出した、それから貸し付けをしただけという、ただそれだけの関係の林産組合ですか。ちょっと休憩。

議長（岡林幸政君）休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

議長（岡林幸政君）はい、正常にします。

10番（山橋正男君）仁淀川町と林産組合とは全く関係がないということではないわけですね。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）当然関係ないことはございません。前々から言われるように、仁淀川町でやるという話も出できておったわけでございますので、仁淀川は何回も言いますが林業以外ございません。それをやっていくためにはこういった形でそれを仁淀川町が支援するとかこういう形のもんだというふうに認識しております。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）ただいま答弁がございましたが、昨日も片岡清則議員から話がありました。議員協議会では越知町の場合、議員一致で仁淀川町が取ってくれたら、債権債務も全部お渡ししましょうというお話でございましたけど、ちょっと話がだいぶ今の状態では、これはみんな分かっているような状態ですけど、ちょっと別の方向で進んでますけど、一応林産組合に今財産を譲渡、売却した場合です、してる場合ですけど、一応仁淀川町は関係をしてるということですね。それをもう1回言ってください。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）当然1億5千万のお金をはっきり言うて融資するわけでございますので、これは実はかつて森林組合とお話をやってくれないかと話した時に、出てきた金額が1億5千万の融資をせえという話があったわけです。それはできないと断った経過があります。これをですね今仁淀川町がこういう形で示したということで、我が町の企業といいますか仁淀川町で言いましたら、それをバックアップするとかいうことだと認識しています。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番(山橋正男君) 続いての質問ですが、株式会社ソニアを所有する財産はあくまでもソニアの財産であって、昨日も副町長が答弁された自治法96条と237条に当てはまるわけでございますけど、公有財産ではないわけでございます、株主がそれは処分をすることはできるわけです。公有財産ではないんですが、一応越知町が3億4,500万というお金を出資してるわけでございます。今はもう出資金がなくなろうとしてる時に、やっぱり私たち議員が知らぬ存ぜぬではどうしても町民に示すことができないわけでございます。先ほども自分が言いましたけど、やっぱり私たちにとっては破たんしているソニアを町民に知らせる義務があるわけでございますので、次の質問に入ります。今言うた3億4,500万を出資してる関係の質問になりますけど、売却した関係のソニアの財産を売却したわけでございますが、一括ではなく、それぞれ動産を土地は土地、それから機械類は機械類ですか、そういうものを別々にというそのお考えはなかったですか。株主総会でもやっぱり一括ではなく、そういう競売にかけるとかオークションにかけるとかというそういう考えはなかったですか。また総会でそういうお話はございませんでしたか。

議長(岡林幸政君) 吉岡町長。

町長(吉岡珍正君) 株主総会ではどなたからも出てきておりません。銀行筋もおりますけれども全く出てきておりません。ただですね競売とかオークションにかけるとなりますと私どもはもっと危険性が高いということも思っております。

議長(岡林幸政君) 10番、山橋正男議員。

10番(山橋正男君) ソニアの関係でございますけど、越知の議員の方でもみんなご存じのように、ほとんどソニアの関係株主総会があった後はもう町長がほとんど議員に説明をしてくれて、越知町の議員の者はソニアの関係の経過、関係は分かっているわけでございます。隣の佐川町とか仁淀川町のお話するわけにはいきませんが、一応議員さんにお話しますと、全く議員さんにはそういう説明は議員協議会というようなソニアの話はしてなかったらしいですね。佐川町の自分の知り合いの議員さんに聞いたら、山橋に聞いただけで全く町長からの話がないというような話でございまして、越知町はそりゃあ議員の者はだれでも認めるわけで町長、副町長が懇切丁寧に説明してくれたことは間違いございません。ただ、この問題というのは売却、一番大事なソニアの財産を処分するというその関係が協議会で説明できなかったということが、やっぱりこの今までこの協議会を開いてくれた町長、副町長に対しての何というか負というものが私たちには出てくるわけでございます。

その中で議員協議会でのお話をさせていただきますけど、昨年12月の27日に議員協議会を開いたわけでございます。もうそれは最終のソニアの関係でございまして、その時に説明では去年ですね12月5日にソニアの取締役会を佐川町のソニアの会議室で行ったと。その議案の中で乾燥施設無償譲渡の件についてで、役員全員異議なく可決承認された。これには間違いなしにそういう報告されましたね。そしてその後無

償譲渡をするためにソニアは佐川町に対して無償譲渡の関係を申請をし、佐川町に財産処分の申請書をソニアが12月5日に出したわけですね、その取締役会で全員一致で無償譲渡しますというので、ほんでそれを申請してくれと言うので、佐川町に申請の提出をしました。そして、12月21日、これ27日の議員協議会の関係でそれはそのままです。12月の21日に申請書は佐川町から県で受け付けし、国との事前協議を行っている。それで終わってそれからどうなるよと言うたら、財産とかそういう関係はどうなるよという議員からのお話があった時に、これは副町長やったと思いますけれど、それは国から許可が下りるのは一月後、またその時点でお話をしましょうということで説明を受けて、それからその後の関係はもうそのまま飛ぶんです、31日。ここですれ私責めるとかそうじゃないですよ。一番大事な関係、財産を売却する関係だけがちょっと抜かってたというので、こういう質問をするわけでございますけど、そして3月の8日、なかなか議長と町長との時間というその接点がなく事前説明ですか、事後説明ですか、そのなかなかなかったの、こういうような状態で伸びたという話が昨日あったわけでございますけど、それとこの年度が変わって1月16日に取締役会を行ってますね、そして、その中で無償譲渡の林野庁からの決定は今週中やけ、16日週ですね、20日前後には通知される見込み、それで次に財産の鑑定結果が示されるというたら、もうその時点で関係結果は出てるわけですね。私の質問の中で答弁してくれたらいいですから。それと株主総会を開催することを確認ということは、株主総会はおそらくその林野庁からの財産処分の許可が、通知が出た場合にするとというようなおそらくお話と思いますけど、それと1月19日に財産処分の許可が出たと、そして1月30日に許可が出た後株主総会を行ったということです。これは間違いないけ、まず最初町長でもいい、副町長でもいいですが、これまでの経過をもし私が間違っていた場合はいきませんので。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）それは経過の資料渡しているとおりで間違いございません。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）ここで質問です。1月19日に佐川町から株式会社ソニアに財産処分の許可が通知が届いた。そして24年1月30日に恐らく通知が届いたので株主総会を開いたのは1月30日だと思います。その間の空白間10日間ですか。10日間の空白期間があり、この中で事前の説明ができたのではなかったですか。それがどうしても私この10日間の空白日というのが不信に起こるわけでございますけど、ただそれは町長も大変会長県の町村会の会長で大変忙しいのは、もうそれは私も知ってますけど、やっぱり仕事の関係等があったので議員に知らすことはできなかった。議員協議会を開くことができなかったということですか。その10日間の空白。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）確かに、ものすごい忙しい時期でありましたが、前段から申しておりますように事務局的な仕事を片岡副町長がやってくれておりますので、私の日程と調整して決めたのではないかと思います。ただ、このソニアの30日という次がありますが、1月30日の株主総会もですねそういった中で日程を調整してこの日に決まったものだというふうに理解をしております。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）続いて2番目の売却する土地、機械装置等の内訳はとの関係でございますのでよろしくお願いします。始めに土地、これは土地ですね、佐川土地単独所有17筆2万5,736平方メートルの関係でございますけど、これから質問ですけど、この貸借対照表、昨日副町長にお話しましたが、ソニアの関係の5月31日現在のこの貸借対照表です。裏についてますね、その中で次のページ開けてください。土地の佐川町土地単独所有これが18筆になってるんです。ほんで18筆とこれ調べてもうたら17筆とでは金額が違う恐れがあるんじゃないろうかと思うて質問したわけでございますけど、どちらが正解ですか。

議長（岡林幸政君）岡副町長。

副町長（岡義雄君）山橋議員にお答えします。今ご指摘のあった資料は、以前私が12月議会の時に片岡清則議員さんの説明の時の補足資料で出した資料だと思います。それ一応その資料はですね、今3月8日に作り直した資料、同じものなんですが、ちょっと順番等が違っておまして、財務照合と合わせるために私の方で作り直したものでございます、その関係で転写する時に誤って18になったと思われまして、正解は見づらいものですが、昨日3月8日に渡しました資料の方が正解でございますので、17筆の2万5千円何がしのものが正解でございます。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）そしたら、もう17筆2万5,736㎡を売却したということです。それでは質問です。土地は組合共有とそれと用居の山林、保安林というのがございますけど、今回は単独所有の17筆2万5,736平方メートルを売ったわけでございますけど、2,486万円ですか、これの簿価の価格は簿価は載ってないですけど、これは分からないでしょうかね、この単独の関係だけは。それと簿価が分かったらこの鑑定士が鑑定した額がでてきますけど、どうでしょうか。分かりますか。

議長（岡林幸政君）岡副町長。

副町長（岡義雄君）山橋議員にお答えします。昨日片岡清則議員の中にも同じような質問がございまして、調べてみるということで調べてきまし

たが、はっきりした数字は分かりません。今資料にあります1億7,794万7千円、これ正確に言いますと、1億7,794万6,775円というのが簿価でございます。これは、土地の取得費用とあの土地を造成しております。その費用を一応原価として計上しております。途中の変動をぜんぜん見込んでおりませんので、購入価格と造成費用の総額になっておりました。この額につきましては、佐川町の組合の共有分とそして、用居の山林とこれも合わせたものの資料しかちょっと今は探せませんでしたので、その全体として説明させていただきますのでご了承願いたいですが、組合の共有分も含めまして土地の購入価格が8,486万9千円でございます。この中に共有分というのが県森連から買ったのが共有ではないかということで、これは未確認でございますが事務担当しておる者と聞きましたら、これが共有部分であるということで、これが3,010万2千円余りでございます。残りの用居分と単独分が引きましたら約5,400万前後がそうであろうということでありまして、あと造成費が平成10年から何年間かけて造成しております、これが9,313万7千円余りあります。なお合計しまして先ほど言いました1億7,794万6,775円が簿価として計上しておりますところでございます。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）分かりました。次ですが次の質問です。その売却額2,486万円でございますけど、これは㎡にしたら単価はいくらですか。平均ですから、計算したら。かつちりによろびませんよ、大体でかまいませんよ、これ。

議長（岡林幸政君）岡副町長。

副町長（岡義雄君）866円余りとなろうと思います。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）私が質問してますので、答弁してもらったらそれで分かりますから。続きまして建物、工場、製材所の簿価はこれが8,063万2千円、そして事務所が878万5千円、倉庫が1,062万が簿価でございます、林産組合へ売却したのが2,838万でございますけど、これの鑑定価格をお願いします。これ1つ1つ出てますから分かると思いますけど。

議長（岡林幸政君）岡副町長。

副町長（岡義雄君）この鑑定も4件を合わせましての鑑定になっておりまして、個々の単価は分かりません。合計しまして2,838万でございます。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番(山橋正男君) 次の質問です。3月8日にこの資料いただいたわけですが、ちょっと調べてみますと、ここですね株式会社ソニア平成24年1月30日に臨時株主総会資料、議員協議会の時いただいた分ですね。その質問です。固定資産の譲渡予定額でございますけど、仁淀川林産協同組合への譲渡の関係です。佐川土地単独所有分をこれ2,486万円、そして佐川の建物、税込みで2,979万9千円、そして上記以外の償却資産が1,730万1,900円のこれが税込みなんです。その合計金額が、7,196万900円です。これがあくる日に出た高知新聞の約7,200万というのがこの金額だと思います。ところがですねこれはソニアの総会資料ですからソニアの総会をやってる資料だと思います。総会資料ですから。佐川土地が税抜きなんです。建物は税込み、それから償却資産も税込み、ほんで佐川土地は税抜き、この資料が総会の資料です。ソニアはこんなに軽い総会ですかと自分は思います。この件について役員からの異論なんてなかったですか。片方は税込み、片方は全く税込やない。合計が出てきたのが、7,196万、それで高知新聞に載っていたお金が7,200万。

議長(岡林幸政君) 岡副町長。

副町長(岡義雄君) 山橋議員に今の金額のことについてちょっと私の説明が不足しておりました。鑑定金額でいくらかということで、鑑定書の金額を先ほど申しあげましたのが、2,838万でございます。これは税抜きの額です。これが鑑定評価書に出ております。売買の時にはこれに消費税がかかりますので、売買価格としましては、建物につきまして2,979万9千円と、税込みという形になります。この違いが先ほど言いました鑑定額との違いでございます。土地についてはこれは税がかからないという確かこういうことであつたので、そのままの金額になっております。建物につきましても税込みで、消費税込みで売却するということになりますので、鑑定額との違いはそういう消費税の計数の関係でございます。

議長(岡林幸政君) 10番、山橋正男議員。

10番(山橋正男君) 大変勉強不足でございまして、土地にも税金がかかると思ってまして、その計算をしてましたが、もう124万3千円というのがうくわけございまして、これで分かりました。続いての質問でございます。譲渡の関係でございますが、林産組合に無償譲渡したわけでございます。林産組合の7業者は今答弁がございましたが、仁淀川町の業者であります。譲渡した乾燥機を林産組合全員7業者は仁淀川町の業者でありますので、乾燥機は佐川町に置く必要はありません。仁淀川町へ持って帰ってもいいわけでございますけど、この契約は一体どのようになっていますか。ちょっと休憩。

議長(岡林幸政君) はい、小休します。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時44分

議 長（岡 林 幸 政 君）正常にします。岡副町長。

副町長（岡 義 雄 君）山橋議員にお答えします。国庫補助事業で取得した分の無償譲渡した分の機械機器ということでございます。その分につきましては、一応ソニアから国に申請しました時に譲渡先をどこにするかとか、事業計画をどこにするかということも書いておりますし、設置場所も書いております。その計画で譲り渡すということでやっておりますので、場所を変えるということになれば新たにその仁淀川林産協同組合の方から国の方へ手続きを経て許可が得ればそういうことも可能になるかと思えますけれど、そうでない場合は許可なしにはちょっと難しいと思いますので、そういう手続きが必要になると承知してます。

議 長（岡 林 幸 政 君）10番、山橋正男議員。

10番（山 橋 正 男 君）この無償譲渡の関係は分かりました。次でございますけど、土地、建物ですね、建物の関係ですけど、今話答弁がありました。乾燥機は無償譲渡でやっぱり今言うた通りに淀川林産がやっぱり遠過ぎるからやっぱり仁淀川町の方に戻したいと、そうなってきたら建物は必要でなくなるわけでございますけど、そのいいですこれはやめておきます。そしたら土地建物以外の資産ですが、機械装置これ何ぼでしたかね金額は、1,730万1,900円の金額でございますけど、仁淀川町の方にお聞きしますと、7業者の方はほとんどこの機械装置は持っているんじゃないろうかと。それから車両運搬等もほとんど持っているらしいという話らしいです。それは私も現実に知りませんが、ある仁淀川町のお話の方から聞いた話でございますけど、これ簿価の関係で機械装置は約、簿価が約2億3千万ぐらいで購入しているわけでございますけど、それを約1,700万で売却するわけで、売却しました。売ったものでありますから、林産組合がもうそれを買いました。それは必要でないものを買った。必要でないものは売る、これはできるわけでございますけど、その機械の関係等で林産組合とソニアとのその売買契約はどのようになっていますか。休憩。

議 長（岡 林 幸 政 君）小休します。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時50分

議 長 (岡 林 幸 政 君) 正常にします。10番、山橋正男議員。

10番 (山 橋 正 男 君) 処分しました7, 200万でございますけど、この7, 200万の使い道、使途はどのようになるのでしょうか。町長お願いします。7, 200万円の売却益、その使途はどうなるか。

議 長 (岡 林 幸 政 君) 吉岡町長、答弁してください。正常にしております。吉岡町長。

町 長 (吉 岡 珍 正 君) ちょっとこの日にちによって少し違いますので、万が一の時はお許しを願いたいと思います。お金が動いておりますので、そういう意味で。実はですね、売却のまず入の方でございますが、まず2月の14日に2, 100万円入ってきております。それからですね、その後実は日本政策金融公庫の繰り上げの償還等を行っております。このお金が入ってきたということで、これは2月の15日に2, 159万7, 600円余りを支払いをいたしております。大きなことだけお話をいたしておりますが、予定で3月15日、3月15日に5, 096万円余りが入ってくる予定です。そこはあくまでも予定です。そして、佐川町の固定資産の一括払いを3月の22日に予定をいたしております。その後お金が入ってきましたら、その後、まだお金も多少こちらもありますので、和解金というのがありまして、これ大きいですからお伝えしておきますが、3月22日にお払いをする予定です。その間に森林組合から支払いがありましてソニアへ入ってくるお金が100万あります。ただ、森林組合で大きなのは4月の2日に予定でありますけれども、ここで400万入ってきます。こういうのを調整をして支払いしておく。もう1点参考までに申し上げますが、3月末をもちまして現在ソニアの職員1名残っております。1名で実は一部ですね新しい林産組合の仕事を一部しております。おらざったら困りますので、電話番号とかありますんで、その分林産組合から多少のお金をいただいております。反対に4月1日からはこの従業員は林産組合の職員になります。とすると、ソニアの仕事は残りますんで今度反対にソニアからいくばくかのお金を払うということになる、こんな流れで動いております。

議 長 (岡 林 幸 政 君) 10番、山橋正男議員。

10番 (山 橋 正 男 君) 清算につけて着々と進んでいるような状態ということでございます。それでは最後でございますけど、町長も残りあと2年でございますけど、町長もソニアに対しては非常に頭を悩ませたとは思いますが。任期内にソニアは清算できますか。それと売った金を売却したも

のは払う所へ順番に払っていくと、清算ができていくわけでございますけど、清算ですね清算した場合、その残余の財産が残るか残らんかそれは分かりませんが、残った場合ですね、残った場合はどのような株主にどんな配分するんですか。越知にも戻ってくるんですか。残余、財産が残った場合です。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）まず、残余の財産につきましては、競売等に先ほど競売は危険だとお話しましたが、もし売れなかった場合とかですね、たまたまの場合、あるいは国の補助金を受けてやってる事業がありますので、こういった処理がうまくできない場合に大変なことになるということでありましたが、まず、議員が聞かれるようにその残余が残った時どうなるか。結論から言いますと、持ち株比率で配分ということになります。我々としてはできるだけこれは残っていただきたいと思っております。それとここに書いておられます任期中に解決できるかということですが、できるだけ解決いたしたいと思っておりますが、これは前も説明したと思っておりますが、森林組合に貸してるお金、我々は一括でもう戻してくれという話をしておりますが、なかなかそうはいかんところがあります。ここによって最終の処理がいつできるかということになります。森林組合から入ってきたお金を農協に支払っております。トンネルをしてるわけです。この処理が済むまでということになりますと、今までの分割で行きますと27年12月になります。我々はそこまでいかに何とかしてくれという要望をしているところでもあります。

議長（岡林幸政君）はい、10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）ほとんど分かりました。もう後の関係でございますけど、もうほとんど処分の関係そういう関係はできるということでございますので、ソニアの質問はこれで終わります。

続きまして採用試験平成23年度町職員の採用試験について、10月ごろに採用試験を実施していたと思うが、1次試験が3月11日、2次試験が3月24日となっている。何で今頃採用試験を実施するのかという質問でございますけど、昨日も高橋議員がこの件について質問したわけでございます。町長からも副町長からも答弁をいただいて一応私も分かっておりますけど、また重複な答弁で構いませんので、お答え願いたいと思っております。また質問させていただきます。

私がこの質問をなぜ出したかと言いますと、もう卒業した学生でございますけどこの春卒業したわけでございます。その卒業した学生から越知町は採用試験がだいぶ遅いねえと。僕も合格するかどうかわからん、県外の方ですけど、合格するか分かんけどやっぱり地元の越知町で働きたい、採用試験も受けてみたいけれど、残念ながら2月じゃあもう自分も就職も決まると、試験も受けられんけれど、残念でたまらんとは言

ってました。その学生でございますので、学生間で話をした中で非常に越知町は採用試験が遅いねえって言われたので、まあまあ町長に聞いてみちゃらあよってお話をしたわけでございますけど、はっきり言って非常に私は公務員の試験でも企業の関係でも相当遅い試験と思いますけど、何で今頃の採用試験かご答弁を願います。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）定期的には毎年10月ごろに試験をいたします。年内中に採用者を決定をするという方向になっておりますが、これは、退任をされる人の数とそれから仕事の内容、あるいは出向の問題とか臨時職の問題含めて検討するわけでありまして、今年春にしたのは緊急を要するという事で特例であります。めったにこういうことはございませんが、24年度の仕事を考えた場合、明らかにしんどい部署がございます。そういった所へこれ以上臨時職ばかりで対応するというのは非常にまずかろうということと、昨日副町長もお答えいたしました、かといえ短絡的に考えておるわけではございません。以後ですね、ここ数年の内にいっぱい辞められるということらも含め、急激にパッと去ってパッと入れるというよりは、やはり入れられる財政力がある時にうまくこれを補てんしておくというのがいいのではないかとということで採用を決定いたしました。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）昨日の答弁でありましたが、今現在臨時を50人ぐらい雇っていると、そして退職する方が24年以降に1人もしくは2人ずつぐらい辞めていかれると、その中の関係でいっぺんにごそっと採るよりは辞めるという、分かっている方の補充というので1名ずつとの関係。それともう1つは、三位一体の関係で前の総理が職員の給料減しなさい、職員の数も減しなさいって言うてどんどんやられ、それと庁舎の関係の課も編成して縮小しなさいって言うて、ものすごいどンドンどンドンやられた結果職員が相当、それはそうと今吏員はいったい何名です。本庁。

議長（岡林幸政君）職員数ですと。岡副町長。

副町長（岡義雄君）現在108名です。特別職を除きまして108名です。教育長を除きますと107名でございます。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）なかなか少なくなくて仁淀川町なんて170か180ぐらい職員がおりますが、同じ人口体制であそこは合併したところでこれは対比することはできませんけど、ここで私の考えを今質問させていただきますので、私の考えですよ。今回の議案の関係で、議案第1号で職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例という議案が載ってるわけでございます。私が議案質疑の中で24年度は何人ですかと言うたら1

名、それから昨日の答弁の中で副町長が次25年から以降は1人から2人というふうにという答弁、説明を受けたわけでございますけど、その中で議案説明の中で、定年が60歳になった定年は年度の3月31日まで務めれる。しかし、今度の議案の関係は、選択の関係が増えた、60歳になったらもう5月で60歳になったらもうその時点で辞めることができるという選択肢が増えたからよくなったというお話を聞いたわけでございますけど、これは間違いございませんね。

議長（岡林幸政君）岡副町長。

副町長（岡義雄君）山橋議員にお答えします。議案第1号の定年の日の設定の件でございますが、今の条例上は3月31日までその退職する年度の60歳になった年度の3月31日まで勤務するというところでございまして、どういう事情が起こるかは分かりませんが、もし早く5月、6月に期日が達している者が家庭の事情とかいろいろどうしても辞めなくてはならない事情ができた時は、もしその時に辞める場合は定年の要件に欠くという場合がでてくる可能性がでてきます。そういうことを救済というか防ぐということも兼ねて考えておりまして、基本的にはこれは、原則は31日まで務めていただくということを原則にしておりますので、特例的な要素でございます。そういうことで運用したいと考えておりますので、ご容赦願いたいと思います。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）副町長1点だけ聞きます。この条例それから今回のこのありえなかった3月の採用試験ですが、これを絡めて私の考えを申し上げますけど答弁してください。職員に対しての肩たたきではないでしょうね。

議長（岡林幸政君）岡副町長。

副町長（岡義雄君）山橋議員にお答えします。そういう運用はしないつもりでございます。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）最後の質問でございます。道路行政についてでございますが、1番の町道鎌井田桑藪線の改良計画はあるかの質問でございます。産業建設課長に答弁願います。町道鎌井田桑藪路線に関しましては、鎌井田の天神橋そこを曲がって文化橋、そして、旧黒石小学校の上り坂という名前のところがございまして、非常にあそこはカーブが多く道が狭く、非常に危険な道路でございます。一応明治の方ではひらがなの「つ道路」っていうて、「つ」になってますね、「つ道路」と言うて、大変有名な道路危険な道路でございますけど、その改良等の計画はないでしょうか。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）山橋議員に道路行政についてご答弁を申し上げます。この道につきましては明治地区の集落をつなぐという幹線道路の1つでございますが、改良が大変遅れている状況にあると思っております。先だつては地区の区長さんの連名で改良要望書が提出をされております。遅れてきた原因の1つには先ほど申されました天神橋、それから文化橋周辺にかけて非常に急峻な地形であると、改良が困難な地形であったというようなことも考えられてきたと思います。今回の構想でございますけども、この場所を避けまして明治中学校への道、これを利用いたしまして、黒石小学校への近道付近に接続できるルートを検討中でございます。24年度に概略設計をする計画としておりまして、地形、勾配等の問題がクリアできることを前提といたしまして、地権者等の承諾も頂けるということになれば今後の財政状況などを見ながら行ってまいりたいと考えておるところです。なお、この路線のこの場所以外の個所これにつきましては落石の防護柵とか、ロックネット、待避所それから側溝の改修工事等々、着々と行っている状況でございます。以上です。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）最後でございますけど（2）の県道伊野仁淀線中、鎌井田日の瀬から片岡地区までと、片岡地区から黒瀬地区までの改良の計画はどのようになっているかの質問でございますけど、先ほど岡林学議員の質問に対して町長からお話ございましたが、県道伊野仁淀線も部長に回っていただいたということでございますけど、現在片岡の上流で改良の工事をしているわけでございますけど、いつでもこの質問の中で明治地区の県道の関係で出てくるのは、この梶ノ瀬の前、梶ノ瀬の前っていうことは鎌井田下から片岡集落までの間の期間、それから片岡下から黒瀬までのこの区間、非常に誰が通っても危険な状態の関係でございますけど、昔はトンネル等とかいろんな話ございましたけど、現在一体どのような改良の計画等がございますか。答弁願います。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）ご答弁申し上げます。県道伊野仁淀線の今後の改良計画はとのご質問でございますが、今後の県道伊野仁淀線の改良工事につきましては県の考えといたしまして、両区間とも従前はトンネル工法などで検討されておりましたけども、事業費が大変莫大なものになり、完成までに長い時間を要するとのことで、今後は景観等のことも考慮いたしまして、現道拡幅の方向で進めていきたいとの考えでございます。

議長（岡林幸政君）10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）数々の質問したわけでございます。ソニアについては事後質問でございますけど、やっぱり先ほども申し上げましたとおり、

やっぱり私たちが町民に知らせるといことが本当大事です。議会広報も出してますけど、議会広報は少ない関係での話しか分かりませんので、こういう関係でこういうようになったということを説明できるという関係で、このような質問をさしてもらったわけでございますけど、今後のソニアの関係についても今まで通り、その中で省かずに大事な時大事な時にはやっぱり議員に説明をしていただきたいと思います。また、道路行政については、課長よりの答弁いただきましたので、これで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

議長(岡林幸政君) 休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時12分

議長(岡林幸政君) これをもちまして、10番、山橋正男議員の一般質問を終結します。10分間休憩をします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分

議長(岡林幸政君) 再開します。続いて1番、市原静子議員の一般質問を許します。1番、市原静子議員。

- 1番(市原静子君) 1番、市原静子、通告に従いまして3点質問させていただきます。まず始め1点目は、高齢者や非機能不全のある方を守る肺炎球菌ワクチンの公費助成の考えをお伺いいたします。この質問は昨年3月の議会で同じ質問をさせていただきました。ちょうど1年になります。その時のご答弁では、周りの町村の状況も見、また認識の違いかもしれないけれども危険な部分もあると、その辺も見ながら対処したいとのお話でございました。もう一度再確認していただきたいです。この肺炎球菌ワクチンの予防効果というものは外国の研修で確認済みでございますし、世界で広く使われております。一度接種すると効果は5年以上持続する特徴もございます。また国内でも行った介護施設入所者を対象の試験も、ワクチン接種で肺炎球菌性肺炎の発生を63.8パーセント減らす結果となっており、しかも、ワクチン接種をした人の中で肺炎球菌性の肺炎で亡くなった方はいなかったという結果が出ております。現在その肺炎球菌のワクチン接種は一部の病気を除いて肺炎保険適用に

なりませんので、全額自己負担が原則になってます。費用は医療機関によって異なりますけれども、6千円から8千円になります。大変な高額でございます。高齢者にとりましては大変弱い体の中でそういった、また高額になりますと受けたくても受けられないという方も中におられます。日本全国では予防効果の高さから全国では660の市町村が先行して公費助成を行っておるとのことでございます。県ではまだ調べておりませんが、四万十町、日高そういった近辺にも助成を行っておるとのお話をお聞きしました。ぜひ本町におきましても少しでも助成の考えを助成をしていただければとの思いでお考えを住民課長、よろしく願いいたします。

議長（岡林幸政君）岡林住民課長。

住民課長（岡林直久君）市原議員にお答えいたします。昨年3月にも同じ質問をいただきました。即とは言わないと周りの状況見極めるとの町長の答弁をしたと思います。肺炎球菌ワクチンにつきましては任意予防接種というわけでございますが、現在国において同ワクチンの定期接種化を視野に入れた予防接種法の改正を検討しているようです。県は国に対して予防接種法への早期位置づけと、財源確保を強く政策提言していくというところでございまして、それが長期化すれば県独自の支援策も検討する方向であるようですので、本町としてはその動向を見て判断をしていきたいということで、現在町単独での助成につきましては今のところは考えておりません。

議長（岡林幸政君）1番、市原静子議員。

- 1番（市原静子君）私も国と県の動きもあるということも把握しておりましたんですけれども、できるだけ早いうちに先行していただければと思います質問させていただきました。やはり、今から高齢者の増えるその時に人口も減少しております。若い人たちも元気に生き残ってほしいと思いますけれども、高齢者の方たちも本当にまだまだ元気でいていただかねばなりませんので、ぜひこれからも国と県とが長引くようであれば、できる限り先行していただきたいと思います。

続きまして2点目に入ります。この2点目ですが、障害者支援についてお伺いします。その支援ですが、福祉ガソリン、タクシーチケット事業というのがあります。その事業までは私も知らなかったんですけれども、その福祉ガソリン、タクシーチケットの事業の利用について、どちらかを利用できる、いう部分はその内容によって区分されると、家族の方がどちらかを必要とする時に内容によってその選択ができない場合が出てきたというお話を聞きまして、その内容は実はご主人の介護をしている一人の婦人の方の相談からはじまりまして、タクシー券をもらうんだけれども、使うことはないんよって言う話から、あらどうしてってということになりまして、その理由を聞きまして同じ町村で住んでるその別所帯の娘さんの車でいつも病院に行くわけですね。やはり体が不自由であるとどうしても気兼ねを、他人のタクシーに乗るということは気兼ね

をして、やっぱり自分の娘の送り迎えをしてくれるその気が楽なその娘さんの車に乗ってしまうわけです。それでタクシー券ではなくて、ガソリン券を欲しいということをお話をしたら、一緒に住んでる家族でないとガソリン代は出ませんということをお話されたそうなんです。それで、その方はもう諦めていたと、だけれどもやはり同じ立場の人もやはり何人かいるんじゃないかと、それは県外とか遠い市外とかいう場合やったら無理かもしれないんだけど、同じ地域とか越知町であればいつも連れて行くその娘さん、家族の者が病院もいつも連れてくる方いうのはご存じだと思うわけですね。そういった状況を柔軟に受け止めていただければ嬉しいというその内容のお話なわけです。やはり乗せてもらってお父さんお母さんにしてみたら、やはりガソリン代少しでも娘さんに渡してあげられるからいいかなという思いでもあったと思うわけです。それで、本当に小さい内容のこのようなんですけれども、1人の方の声っていうのはとても現場の声でありますので大事だと思っております。やっぱり安心してそういった形で融通がきくのであればということで私にお話がありましたので、それを住民課長のお考えをお聞かせを願いたいと思います。

議長（岡林幸政君）岡林住民課長。

住民課長（岡林直久君）市原議員にお答えします。福祉ガソリンとタクシーチケットにつきましては、重度の障害のある方、身体障害で言いますと1級から3級の方ということになりますが、そういった方等に500円の24枚分ということで1人1万2千円のチケットのご利用いただいております。このチケットにつきましては、利用者の希望によりましてどちらかを自由に選択していただいております。ただし、ガソリンチケットにつきましては利用者本人、もしくは利用者本人と生計を1つにする家族が所有する自家用車に限るという制限を設けております。しかしながらご質問のありましたように要綱を改正いたしまして、できるだけ利用者の希望に添えるように変更したいというふうに考えております。

議長（岡林幸政君）1番、市原静子議員。

1番（市原静子君）ご理解いただいて本当にうれしく思います。本当に小さいことのようなんですけれども一人の方のそういった不安を抱えるそういった問題が解決することによって、やはり地域にもそういったいいお話が広まっていくことは大変にいいことだと思いますので、ぜひこういったことができたということ、また広報でも皆さんに分かりやすく説明をしていただけるようにしていただければと思います。大変ありがとうございました。それから3点目に続きます。

本当に2点目のガソリンのチケットもそうですけれども、続きましてこの3点目もですね1人の方の声から質問させていただきます。やはり現場の声っていうのがとても大事になってくると思うんです。今月ごみの収集袋についてお伺いをいたします。ごみの分け方出し方のパンフが

配られてまいりました。こういったものが配られてまいりましたけれども、大変に分かりやすく丁寧でこれをもって良かったとこういう声がとても好評でございました。

本題に入るんですが、可燃ごみと不燃ごみ、資源ごみの指定袋を使いやすく便利な袋に改善をできないですかっていう、またこれも1人のその主婦の声から始まりました。私もその主婦の1人でございますから、前から思っておりましたんですが、行く先々で女性の方が多くいものですから、そういう声があるんですがっていうこと聞くと、ほとんどの方が改善していただければ本当にその必ずゴミというものは始末していかなければいけない作業ですので、助かるという声が多くございました。また、その話の半数人以上の方がごみ袋を指定の場所にご主人のご協力があるということもお話がありました。とてもうれしく思います。ここにおられる男性の方もやっぱりやさしい協力者がいっぱいではないかと思っております。本当に小さいことのように思いますが、生活の中では欠かせない作業であり、かつ忙しい朝の仕事でありますのでね、便利で使いやすい方がいいのではないかとこの思いで質問させていただいておりますが、ここで、ちょっと袋の内容を分かりやすくするために持ってまいりました。私も四万十町の方に知り合いおりますので、やはり四万十町の方も袋を見ましたが、とても使いやすいような内容になっておりました。それがその一婦人の方が始めにおっしゃったのは、可燃ごみの袋の上がこういうふうになってまして結べるんですね、一杯入った場合に。上でこう結んで、だからかつかついっぱい入るわけですが、この袋に。またここをこう持って出しやすいわけですがけれども、その一婦人が始めこれだけ結ぶところがあって他は資源ごみと不燃ごみの場合は上にくる紐がない、ついてない。これ何でって、なんでこれがあるのに他がないのってという質問から始まったんです。でも最近、これがこの資源ごみだけが、また同じようにこういうふうになってたんですね。だからその方は、資源ごみの袋までは知らなかったみたいです。この資源ごみも何でこういうふうに結ぶ所があった方がいいかと言ったら、この場合だったら入る量が少なく、上の結ぶところを袋のところで結んでいかなきゃいけない。だから中に内容がたくさん入らない。2つ袋を使わないといけなくなってくる場合があるんだっていうことを言いました。でも話をしていくうちに皆さんの8割の希望がこの形にしてほしいというわけなんです。というのは一般のスーパーの袋ですよ、これをここで結ぶように、こうしてさっと持って行けるわけです。だから、できればこうして持って運んで行ける使いやすいこだけこう結んでたくさん入るのでね。できればこの形にしてほしいと、これがまた1から機械をやり直しにするんやったら市原さん難しいんやなあいって、それは聞いてみんといかんと、一応聞いてみますけれども、もし、この上の結ぶところのこれにして難しいんであればできれば、この不燃ごみも全部、全然資源ごみもないのもあるわけです。だから今から改良してこういうふうになっていくんだろうと私は思っておりますが、できれば最終的にはですね、こういうふうな形にいただければ本当に助かるんじゃないかなという思い

があります。そういう小さいことのようなんですけれども、そういった現場の声を1つずついい方へ喜ばれるように改良していきましたら、また、ごみの内容は佐川町、仁淀川町、越知町こういった皆さんが喜ばれる内容でありますので、越知町が先行してこういった形にしていだければ、本当に助かるんじゃないかなという考えで質問させていただきました。どのようなお考えであるのかを聞かして頂ければと思います。

議長（岡林幸政君）環境水道課長。

環境水道課長（北添太三君）市原議員にお答えをいたします。非常にありがたい提案だと思っております。始めに、まずその不燃ごみがなぜこの耳が付いていないかということについて、まず始めに説明をさせていただきます。これは理由がございまして、そういったことも今までの広域の事務組合の担当課長会の中で議題に上がったようです。その中で不燃ごみについて耳を付けてないのは、耳を付けると結局不燃ごみ非常に重いものを皆さん入れますんで、それで破れるのでわざとに不燃ごみについては耳を付けずにおこうということで今まで取りきめておるようです。それで、今後どうするかについては今市原議員の方からご提言もいただきましたので、当然1年に1度そういった会を5月末から6月の中旬に行ってますので、広域事務組合も衛生センターの所長も含めて、また協議をするようにはいたします。そういった中で後可燃ごみ及び資源ごみの袋の耳の形状についてもスーパーの袋のような形状にした方が運びやすいといった意見が今言っていただきましたので、そういった方法で今後在庫がございまして、その在庫が切れた段階で次に委託をかける段階でそういった方法がとれないかについて、また5月あるいは6月の会で協議をしまして、少しでも改善されるように図りたいと思っております。以上です。

議長（岡林幸政君）1番、市原静子議員。

- 1番（市原静子君）本当に前向きな検討でありたいです。それが先ほども言いましたけど重たいから上を付けてないっていう聞いたんですが、私らは基本的には上を結ばないと出されんというその頭の観念があるわけです。て言うのも出した時にですね倒れてるわけです。倒れたら中の物がこぼれて出たりとか、やっぱり不燃ごみですのでさびた物とか缶缶とかいろいろあるわけですよ、そういった物が倒れてガバーっと出ちゃって掃除も大変ですし、上にもう絶対結ばなければ後の掃除の方とかに大へん迷惑をかけてるということも、これは事実でございまして、5月、6月の間にそういった会合がありましたらぜひ、重たいから上を結ぶ、でも結んだところ4カ所結んだところを持つと意外と結構力があるんですね、だからそういったものであれば資源ゴミだけでもちょっと集めのナイロン袋にしていだけたら助かるなあと思ったりもしますけれども、できる限りその現場の声を聞き入れていただければと思います。今日は本当に前向きな答弁でございましたのでよろしく願いいたします。これで市原静子、一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。（拍手）

議長（岡林幸政君）これをもちまして、1番、市原静子議員の一般質問を終結します。以上で一般質問はすべて終了しました。これより午後1時まで休憩したいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）異議なしと認めます。それでは午後1時まで休憩します。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 1時00分

議 案 質 疑

議長（岡林幸政君）再開します。日程第2 議案質疑を行います。議案第1号から議案第28号までの28件を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。はい、3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）1件1件ですかね。（「1件1件やってください」：議長）一般事36ページの委託料、林屋敷団地の測量・地盤調査の委託料の6、400万、これの中でこれには住宅そのものの基本設計みたいなのは含まれておりませんか。

議長（岡林幸政君）小田企画課長。

企画課長（小田保行君）建物の基本設計も含まれております。

議長（岡林幸政君）はい、3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）その中でこの間事業概要の説明があったんですが、非木造3階か4階を予定というところぐらいまでの説明だったと思いますが、それで木材は内装に使うというような考え型の基本の基本みたいなのが言われましたが、この中に老若男女の人が混住できるような話も前にあったんですが、非木造となるとコミュニティを隣近所となかなかコミュニケーションを3階4階建てになると1つのマンション形式のような格好になって横の人間関係、コミュニティが形成しにくいと想像されますが、どこか視察にも行かれたというような話も聞きましたけど、この辺の非木造にした考え方、それから私から言うと最初にだいぶ前に話しのあった老若男女の混住によって地域づくりを進めたいという考え方が妙にマッチングせんような気がします。説明をお願いします。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町 長（吉 岡 珍 正 君）先私の方からご答弁を申し上げます。元の考えが変わっちゃうわけではありません。我々考える場合に建造物が一番危ないのは、私は火災あるいは耐震だと思っております。そういう意味で企画課長がああいう説明を申し上げましたが、ただ若い者とお年寄りがふれ合う場所等については、3階4階等は基本的に考えておりません。ただ、設計の中で一部1.5みたいな建物になるかも分かりませんし、これはまだ具体的に計画に入っていないので分かりませんが、議員が心配されますふれ合いコミュニティの場は、それができるような設計にしたいとこのように思っております。それともう1点、この内装の木材につきましては、これはやっぱり県の方からの指導もございますし、人にやさしい木を使うということで内装についてはできる限りそれを使いたいとこういうことであります。

議 長（岡 林 幸 政 君）小田企画課長。

企画課長（小田 保行 君）先だっでご説明させていただいた中で、あくまでも現時点での担当課としてのイメージということでお話をさせていただきました。コミュニティの分につきましては、今後基本設計が進む中で、できるだけ人にやさしいという意味では使えるところを木質化していきたいと考えてますので、これはデザイン的なこともあると思いますので、議員言われることにつきましては十分配慮して進めてまいりたいと考えております。もちろん外溝等につきましても、それから中身の高齢者の部分についてはバリアフリー化も当然必要でございますし、それから集まる場の設定とかも外溝を含め、あるいは集会施設も含めそういった機能も必要でございますから、十分配慮して進めてまいりたいと考えております。

議 長（岡 林 幸 政 君）はい、3番、武智龍議員。

3 番（武 智 龍 君）大体分かりましたが、実際越知町にもマンションというところがあって、そこが1つの班形成の班になってるんですけど、そこだけ非常にコミュニケーションが取りにくいと、それから住人の仲間意識というか横の自治意識というか、そういうものが非常に薄いとか構築しにくいという体験がありましたので、例えば小舟の団地もありますけど、集会施設というものはあったとしても、やっぱり日ごろの人間関係というのはどっちかというとな本当は、先ほど町長は火災とか耐震強度というようなことも言われましたが、どっちかというとな木造の方、あるいは収容人数から言えば高層ビルの方が狭い屋敷の中ではないかもしれませんが、今後の町の形成をしていく時にやっぱりコミュニティづくりというのが一番大事になってきやせんか。自分たちでできることは自分たちですという自治意識とか共助の意識、そういうふうなものがコミュニティ感覚という構造的なものがあると思いますので、これからデザインはデザインでまた起こされるかも知れませんが、今の段階ではまだデザインも起こしてないというような段階なので、そういう条件を付けてできたら設計に入る前にデザインのところから別の人にもでも委託

するなり、自分たちでできるもの作ったりして、仕上がる前に本設計ができてから今の体育館のような感じで説明される前に、こういう理念に基づいてこんな構造だというのもご報告でいいですから、そういう時期が来た時に示していただければ非常にいいのと、それから、民間のマンションなんかでしたら、もうこの段階で予算を組む段階で何人住まわしたい、どんな構造にしたい。それから、もう既にどこかホームページとかコマーシャルをして、住人募集というのが入っているというふうに思いますので、もう少し中身を煮詰めていただいたらと思います。

議長（岡林幸政君）議案質疑ですのだから簡潔に質疑をお願いします。他にありませんか。4番、斎藤政広議員。

4番（斎藤政広君）24年度の一般会計予算の中で、一般事68ですが、林道開設改良の中で工事請負費の林道白石横倉線の開設ですが、あとどれくらい残って、あと何年かかるかお知らせ願いたいと思います。

議長（岡林幸政君）ちょっと待って下さいね。（「他の人やりよってください」斎藤議員）。他にありませんか。はい、11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）議案第6号についてお聞きをいたします。先だつての会議で町長、副町長等の報酬引き上げでございますが、元に戻すということでございますけれども、297万9千円の引き上げである。元へ戻すということですが、今日も多くの皆さんが傍聴に来ております。新聞紙上で既に、越知町では引き上げが行われるということで、大変関心事も多いわけで、私のところにも多くの皆さんから電話等での問い合わせもあるわけでございます。農業委員、町会議員、これは別に聞きますけれども、総額にして767万6千円が今回の引き上げの金額でございます。それぞれ元に戻すという平成17年度の予算に戻すということでございますけれども、町民の中には町長の給料だけでも月額6万8千円、また副町長は5万8千円の引き上げというようになろうと思うわけですが、そこらあたりに対する執行者の説明をお願いしたいと思います。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）そこらあたりとなりますと非常に難しゅうなりますが、ただこれは順序から言いますと、町独自に私どもがいきなり決めたわけではございません。議員の皆様方には1か月前にこういうお話をいたしました。その時に基本的には多くの町議の皆さん方が賛成をしてくれたと私は思っております。ただ、その時に1つ問題になりましたのが、議員定数が2減で話を進めておるといこともその時お聞きしました。だから、そういうことも絡めてということでありましたが、議員定数が2減るといことの情報をつかみましたので、それでは議員の皆さんが納得してくれた形でお出しするよということでお出したのみでございます。他に理由はございません。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）斎藤議員にご答弁申し上げます。大変お待たせいたしました。白石横倉線の残延長でございますが、547メートルで2

5年度を完了の予定といたしております。

議長（岡林幸政君）3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）一般事81ページ、工事請負費の中に木造倒壊家屋を建築するみたいを書いてありますが、これどういう工事ですか。木造倒壊家屋建築工事というのは。

議長（岡林幸政君）大原総務課長。

総務課長（大原孝司君）ご答弁申し上げます。24年度に初めての試みでございますが、3町合同で防災訓練をするということで話を進めておりまして、その際に倒壊家屋の中に閉じ込められたと、それを救出する訓練をするというふうなことを計画しておりまして、その倒壊家屋を建てるというか、造るそういう工事でございます。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。7番、西川晃議員。

7番（西川晃君）一般事65ページなんですが、農林水産業費の19節なんですが、この中で家畜農家巡回指導負担金というのがあります。これは、獣医師による巡回なんですか。であれば今回この負担金なんですけど、5万1千円と従来よりかなり金額的にも減ったように思いますが、どういう点でなんですか。獣医師の巡回なのかどうかもよろしくをお願いします。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）西川議員にご答弁申し上げます。町内で肉用牛が122頭現在飼育をされておりますけれども、おっしゃられましたように巡回指導負担金でございますが、獣医への謝礼ということになります。昨年までは26万なにかの予算要求で今年約20万ぐらい減額になっておりますけれども、頭数等が減ったということもございまして地域の協議会の中で減額した状態でサービスについては今までと変わらないということでございますので、今回この金額を要求させていただいております。以上です。

議長（岡林幸政君）はい、西川晃議員。

7番（西川晃君）分かりました。続きまして一般事75ページ、土木費の方なんですけど、この中で13区分の町道新設改良工事の用地測量という委託費があります。この委託費の全般的な内容でちょっとお伺いしたいんですが、ちょっと先ほど議長から指摘も受けましたけど、少し横道にそれる可能性もありますが、お許しを頂きたいと思えます。と言いますのも、ここ近年国道にしましても県道にしましても町道にしても設計委託の段階である特定の業者、県外の業者なんですけど、この特定業者の資材指定ということがありまして、これはこういった委託設計の段階

でそういうふうに指定された場合に地元の建設業者なんかでも圧迫を受けているという現状があります。特にコンクリートの支給なんかでも、かなり例年から比べたらここ数年減っているということで、業者的にもかなり苦しい一面がありますので、この委託設計の段階で町として条件を付けることはできないのか、その点を。この条件と言いますのも地元への経済的な問題もありますので、地元業者への配慮ということも考えた上で条件は付けられないものか、町長にお伺いします。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）お答えしますが、この用地の工事用用地の測量でございますが、できる限りそういう方法を取っているつもりです、これは。特段他のことは考えておりませんけれども。

議長（岡林幸政君）はい、西川晃議員。

7番（西川晃君）内容的に言いましたら、この間の議員協議会の中でも過疎債の件で町道の中身の問題でちょっと触れましたが、町道今成深瀬線なんかでこの間町道の産建の方の所管事務調査の中で回った折に、必要以上に道路面が広めっておったりとかそういう面があります。と言いますのも垂直に擁壁面をあげるという特別な資材を使ってやると、そういった工法が最近目立っておりますので、そういった面でも特に栗ノ木なんかでも驚きました。あれほど道が広まって、地元は本当にありがたい問題だと思いますけど、「西川議員何を聞きたいが。質疑でございますよ。」議長）この75ページの用地測量については、ちょっと横道へそれるんですが、委託設計の段階でそういったことを考えてもらいたいということをお願いします。（「一般質問に今度はしてください、その時は」議長）。次から一般質問にさせていただきます。

議長（岡林幸政君）他に質疑はありませんか。5番、岡林学議員。

5番（岡林学君）2点お聞きをいたします。まず1点目、一般事89、教育費でございますが、教育振興費7の賃金、学校図書館支援員これ新しく設けたというような説明を受けたと思うんですが、それからその下の特別支援員とございますが、これはそれぞれ何人の方に対する賃金になりますか。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）ご答弁申し上げます。まず学校図書支援員につきましては、これは中学校の分でございますが、今現在小学校に1名置いております。新たに中学校に1名置くものであります。それから特別支援員につきましては2名を予定しております。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。5番、岡林学議員。

5 番（岡 林 学 君）それではもう1点、過疎地域の自立促進計画の変更というところで7の1ですか、過疎地域自立促進計画の参考資料と、これの産業の振興の中の観光費イベント補助事業、変更前が420万、特に変更後はですね24年度720万6千円とちょっと大幅なアップがありますが、何か特別なことを企画しているのでしょうか。内容をお聞きます。

議 長（岡 林 幸 政 君）小田企画課長。

企画課長（小田 保行 君）お答えいたします。24年度でございますけれども、によどかあにばる、それからコスモスマつりが30回を迎えます。それに際しまして30回記念事業ということで、によどかあにばるでは、現段階の計画ですけれども、今までやってなかった事を30回記念としてやりたいということがありまして、例えば記念のタオルを作るとか、1例です。それからちょうちんとかを今まで以上にやるとか、コスモスマつりは広告宣伝もありますけれども、夜間ライトアップをすとかそういったようなことを計画をしております、そういったことによる増で例年よりは多くなっております。

議 長（岡 林 幸 政 君）他にありませんか。11番、片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）一般事75ページで、工事請負費についてお尋ねをします。1億9,630万という大変大きい金額ですが、町道浅尾谷口線、町道山室線改良工事、鎌井田桑藪線、加枝ヶ谷線、それから榎ノ森線というように、それから中村線の新設工事、あるいは町道バラガタキの新設工事等が順次出ておるわけですが、ちょっと説明を願いたいのは、山室線の改良工事はこの予算で改良工事が終わるのかということと、町道バラガタキ線の新設工事ではありますが、これは分岐から終点をどこにおいて何年がかりでやっていくのかお聞きをいたします。

議 長（岡 林 幸 政 君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博 君）お答えを申し上げます。まず、町道山室線でございますけれども、一応構造物にもよると思うんですけども、25年度を完成という予定で進んでおります。それから町道バラガタキ線でございますが、先だって現地の方でも若干説明をさせていただいた経緯はございますけれども、終点については熊秋集落の本入口のところになります。集会所のちょっと手前というところになりまして、こちらの方も25年度を完了の予定で進めております。

議 長（岡 林 幸 政 君）他にありませんか。3番、武智龍議員。

3 番（武 智 龍 君）一般事35から37に地域おこし協力隊員の報酬とか旅費とか、それから19では緑のふるさと協力隊への招へいのための負担金が載っておりますが、直接この数字についてはではないですけど、今年23年度に緑の協力隊が初めて越知町が招へいをして先ほどもごあい

さつをいただいたんですが、役場がとらえているこの隊員に来ていただいたことによる果たした事業効果というふうなものをお伺いします。

議長（岡林幸政君）小田企画課長。

企画課長（小田保行君）ちょっと議案審議なのでちょっと、「それによってこれが認めるかどうかちょっと考える、そんなことはない。」武智議員）

月曜日にもちらっとお話したかもしれませんが、やはり若い方が町外から越知町に住んでいただくことによって、今までなかった風といいますか空気といいますか、そういう場づくりができたのではないかと思っております。何よりも日常的にあまり変化がなかったことに対して町外の若い方、考え方もしっかりしておったということもあるし、こちらにない考え方も持っておられたと思いますけども、そういった意味で地域が元気になる部分では非常に大きな効果があったと思っております。報告会も住んだ地区でもされましたし、役場の職員にも色々報告をしてもらったわけですが、その中でもやっぱり自分のことしか言われませんでしたけども、聞くとやっぱり地域に非常にいい効果があったと思っております。わずか1年ですので、これこれがすごく良くなったとかいったことは、すぐには出て参らないかもしれませんが、やはり人間の中に今までいなかった人間が入っていくということには計りきれないものがあったように思います。すみません、非常に抽象的で申し訳ないですけども、効果は非常にあったと思います。

議長（岡林幸政君）一般質問みたいな質問せんとってください。答弁が一般質問の答弁をせないかんになりますので。はい、3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）なぜお聞きしたかと言うと、次の地域おこし協力隊を呼ぶという35ページにありますよね、この方まだどういう仕事をさせるか、どこへ住んでいただくとかいうようなことはまだ未定やというふうな話でございましたが、なぜ私が今課長にその事業効果をお伺いしたかと言いますと、その事業効果が1年でその人がおらんってしまうと惜しいなという気がいたしまして、この地域おこし協力隊というものにつなげていただくと非常に効果的じゃないかと。これは昨日の一般質問でも3年間ぐらい住んでくれたら半数の人が定着するというふうなこともお伺いしておりますので、そういうふうなことは不可能かと、つまり今の方にこちらでもう1回来年も継続してきてくれませんかというようなことはどうですかということをお伺いをして、答えにくければ答えなくていいんですが、これ私の今まで関わって見てきた感想ですので、それに対する答えをいただきたいと思っております。

議長（岡林幸政君）はい、小田企画課長。

企画課長（小田保行君）継続性ということでは非常にそこは大事なことだと思います。個人的なことにもなろうかと思っておりますけども、議員おっしゃられるように、やはり住んでいただいたら引き続きということは、緑のふるさと協力隊の全国的に大きな50パーセントを超える定住率という数

字もありますので、そういった効果は我々もあまり表だって言うのもなんですけども、期待しておるところでございます。そういう形で今後進めていければと考えております。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。10番、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）議案第26号です。越知町過疎地域自立促進計画の変更についての中で7分の5ページ、教育の振興で給食施設、越知小・中学校給食共同調理場工事で、変更前25年度が2億2千万、これが変更後に25年度が400万の26年度が2億4,500万になってるわけでございます。町道四ツ辻線がきれいにできて給食するためのものができたわけでございますけど、1年間延長になった理由の説明を求めます。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）予算の関係ありまして、先ほど来武智議員から質問のありました3区の林屋敷団地の建設が入る関係で、どうしても1年間後回しという形になっております。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。4番、斎藤政広議員。

4番（斎藤政広君）議案第20号の国民健康保険の特別会計の本年度の予算ですが、去年と比べて1.5パーセント増、8億6千万あまりの予算となっており、毎年のように増加をしております。ここ数年の当初予算の伸びはどのようになっているのか。それから被保険者数はどういうふうに推移をしているのか。基金の残はどういうふうになっておるのかお伺いをします。

議長（岡林幸政君）岡林住民課長。

住民課長（岡林直久君）お答えいたします。当初予算につきましては21年度、7億7,990万2千円、22年度が8億4,047万円ということで、対前年で7.8パーセント増です。23年度が8億4,856万7千円で対前年1.0パーセントの増です。24年度の予算が8億6,122万4千円で前年度1.5パーセント増ということでありまして。被保険者につきましては21年度が1,997、22年度が1,917ということで前年よりマイナス80人、23年度が1,808人で前年度より109人減、24年度が1,760人でマイナス48人でございます。なお、基金残高につきましては12月末で1億3,147万974円です。

議長（岡林幸政君）4番、斎藤政広議員。

4番（斎藤政広君）お伺いをしましたところ、予算は伸びておる、被保険者数、対象者は減っているということは、1人当たりの単価が当然伸びているということになりますが、近隣の県下の町村においても引き上げ等の案が出ている団体を新聞紙上でよく見かけます。急激な引き上げが

起こらないように注意をしていただきたいと思います。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。9番、藤原俊夫議員。

9番（藤原俊夫君）1点だけお聞きをしたいと思いますが、ページ数は一般事の89ページですが、これの9款3項の15の工事請負費ですが、越知中学校の屋内運動場及びプールの改築工事、その他越知中屋内運動場及びプール解体工事、太陽光発電装置設置工事、越知中2階・3階廊下手摺取付け工事とこう説明欄になっておりますが、総額で7億5,372万円でございますが、この工事費ですが、新築のところと取り壊すところでもやっぱり1つの工事費としてこういうふうを書くのが妥当ですか。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）予算要求書の段階では事細かにプール改築工事、それから解体工事、それから太陽光発電装置設置工事ということと、越知中学校の2階・3階の手摺の取付け工事というふうなことで積算を基に細かく書いておりますけども、予算書になりますと内訳がなくて合計されたものになってるといことです。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。はい、3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）一般事70ページと71ページの、まず70ページ、観光費の中の委託料におち駅活用事業業務というのがあります。それから先ほど岡林議員も聞かれましたが、一般事71ページの観光協会補助金というのがありますが、今議会でも町長がおち駅をうんと活用して体験観光の案内をさせるとかいうことも言われましたし、それから商品開発などもおち駅というところに非常に注目されていますが、今おち駅の委託業務これは指定管理者に対する委託業務の仕様書を見てみましても、業務の内容の中にそういう案内をすとか、体験観光の案内をせよとか、商品開発に関する事項がないですが、おち駅の委託業務の仕様書の中には地場製品の販売に関することというのはありますので、多分あそこの直販所のことを書いてあると思うんですけど、この観光協会補助金とかそういうものの中に案内をしてくれという条件付けをしているのか。なぜかと言いますと、観光のお客さんが来ても、おち駅に言わずに今日も斎藤議員も言われたように直接案内者に旅行会社から言うてくる状態が最近増えてきてます。本当は、そこは中持ちは非常になぐれが多いのでおち駅になぐれてもらったらいいですが、こういうことせよという仕様契約書がないと、補助金やちゅうからやってくれというのだけではこれはちょっとやりようがないと思いますが、そういう条件付けは補助金の中にも入れておりますか。それからこの指定管理者の業務の契約書の契約事項の中にもそういうことを盛り込むことは不可能ですか。

議長（岡林幸政君）小田企画課長。

企画課長（小田 保行 君）ご答弁申し上げます。この仕様書につきましては、施設の管理業務についての仕様書でございます。議員のおっしゃる観光案内について本来観光協会がやるべき業務であると思います。それで今のお話の中で、直接観光協会、案内をすべき観光協会を飛び越えてというお話でございましたけども、そういったところはそういったことのないように十分これから話の中で指導なりしていきたいと思います。ただ、この補助金を出すからこれこれやってくれということについては、特にこれをしなさいと書いたものはないです。これまでも事業に対する補助金ですのでそういったものはないですが、それでは十分ではないんじゃないかというご指摘ですので、不十分ではないかというご指摘ですので、その点につきましては今後ちょっと検討させていただきたいと思います。要は十分な観光業務の仕事ができるようにすべきだというお話だと思いますので、それにつきましては今後十分検討してそのように実行してまいりたいと考えております。

議 長（岡 林 幸 政 君）他に質疑はありませんか。はい、4番、斎藤政広議員。

4 番（斎 藤 政 広 君）私はもうこれが最後になるんですが、議案第21号、介護保険事業の当初予算でございます。対前年6.2%増の10億7千万円あまり、今回県下の介護保険料になるわけでございますが、これもここ数年の当初予算の比較、それとそれを使うべく認定された方の人数の推移、そしてその予算額をその対象者で割ると1人当たりどれくらいの予算がいつているのかをお知らせ願いたいと思います。

議 長（岡 林 幸 政 君）岡林住民課長。

住民課長（岡林 直久 君）まず、当初予算額の年度の比較ということで21年度が8億9,949万1千円、22年度が9億6,887万1千円、対前年より7.7%増です。23年度が10億1,393万1千円で前年より4.7%増。24年度が10億7,672万5千円ということで6.2パーセントの増ということになります。24年度の当初予算で見えますと、被保険者は第1号被保険者については2,650人ございますが、認定者数においては592名ということの予想のもと1人当たり当初予算総額で割ってみますと、要するに保険を使われる方については、592名で割りますと1人当たり181万8,792円という金額になります。ちょっと年度別の認定者数につきましても年々増加しておるといことでありまして、180万余りの金額が推移しております。

議 長（岡 林 幸 政 君）4番、斎藤政広議員。

4 番（斎 藤 政 広 君）たいへん大きな額で増加をしております。7.7、4.7、6.2というふうに非常に大きな伸び率で予算額が伸びております。単純に実際対象者は2,650人これ24年の予想ですがいるようですが、その内実際この介護保険を使われている方は600人弱、それでこれ予算額ですので一概にこれが介護でいりゆうお金全体ではないんですけれども、介護としているお金10億7千万あまりで590人で割

りますと1人当たりは約180万っているというとてもない数字になるわけです。この調子でいきますと、介護保険料も将来上がりっぱなしということにもなりかねません。抜本的な制度改革等も含めて町長には強い中央に対する申し入れ、そういうふうなものしてもらいたいです、町長はこのことにどういうふうにお考えでしょう。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）どこもアップの率は別といたしまして非常に負担が多くなってまいりましたので、できる限り足並みをそろえた形で国にも要望していきたい。何らかの対処をしないとこのまま行きましたら天井がなくなりもうシーリングがないということになりますから大変なことになりますので、国の方向性もつかみながら適切な措置を要望していきたいと思います。

議長（岡林幸政君）小田企画課長。

企画課長（小田保行君）補足で武智議員からの質問で、ちょっとぬかりと言いますか誤へいがあつたらいけませんので、補助金についてですけれども、補助金については申請書を出してもらってその中に事業計画、それから予算書付けてもらってその後事業実績に基づいて報告書を出してもらいます。その上で補助金を出しておりますので、全く内容が分からないままお金を出しておるわけではありませんので、その点ご理解のほどお願いいたします。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。武智龍議員。

3番（武智龍君）一般事3ページ、収入のところ。せつかく一般質問で課長が資料も構えてくれていますので、ご説明いただけたらと思いますが、町税が対前年比1,100万今年は増えたと、増えてるといような説明が前にあつたと思います。全体の予算に対しては9.67パーセントを占めますよね、4億3,956万9千円。それから9款の地方交付税が21億7,700万くらいで、これは比率にすると46.37パーセントというふうに計算してみたらそうなると思いますが、これの今までの推移、今後の見通しというのを、両方をご説明お願いします。

議長（岡林幸政君）片岡税務課長。

税務課長（片岡洋一君）今までの当初予算の推移ということですか。（「あまり難しゅうなつたらいかんので分かりやすく大体の傾向で結構です。」武智議員）まず最初に今年1,100万の増額ですけど、ここ近年町民税の伸びというか減額が年間平均5パーセントぐらいつとこけていたわけですけど、23年度におきましては農業所得、営業所得におきまして増額がありました。それで今までずっとこけていた数字が横ばいより若干上気味ということになっております。それで12月議会にはちょっと今数字覚えておりませんが、1千数百万の補正予算を上げらし

ていただいてもらったと思います。当初予算同士の比較ですので今年は1, 100万の増額と単純なってますけど、対前年比と言いますか23年度の決算額の予想でいきますと5パーセントぐらいの減額を見込んだ数字になっております。そのあたりでよろしいですか。（「今後の見通しは。」武智議員）今後の見通しはただいま確定申告中でございます、それをもとに24年度の税額が決定しますんで、それを待ってからでない見通しというのはなかなか難しいところです。基本申告納税でございますので、その分のご理解をお願いしたいと思います。

それと引き続きまして町税全体でいきますと固定資産税24年度が評価替えの年になっております。それから23年度におきましては宅地において5%以上の路線価の違いが出てきましたので、23年においても減額になっております。土地において越知町はかなり7%ぐらいの減額に評価替えの前の年から言いますと7%強ぐらいの減額になっておりますので、固定資産税においてはこれから下がっていくものだと思っております。以上でございます。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。大原総務課長。

総務課長（大原孝司君）地方交付税の関係でございますが、提案の時の補足説明でも簡単には申し上げましたが、国の地財対策と言いますか地方財政対策という国の方針でありますけれど、これでいきますと対前年0.5%増ということになっております。これは地域経済、それから雇用対策費として特別に見たという部分が国全体として伸びているわけでございます。本町の算定額としましては、逆に今回は国を上回るような格好になっておりますが、率でいきますと0.9%増というふうなことで算定をしております。ここには算定額というのは直接出てまいりませんですけれども、財政サイドとしての算定としましては昨年度比で0.9%増というふうな額で見ているわけでございます。そして、それから今後の補正等の留保額というふうに申しますが、それを7,700万余り確保しているということで今回予算に計上しておりますのは、この21億7百万、その内普通交付税が19億8千万いうぐらいになるわけですが、この普通交付税につきましては今説明を申し上げたようなことでございます。本町0.9パーセント増になったということでございますが、これも提案の補足説明で少し触れたかと思いますが、国としましては臨時財政対策債というものがあまして、これは交付税と一体的に考えていいものでありますけれども、これを減らして普通交付税、借金しなさいよということではなくて、もう現金で交付しましよよという方向に財政力の弱いところは特にっております。それで本町につきましては特に財政力が弱いということでその方向が少し強いということがあって、普通交付税としては増ということになっておりますよという説明でございます。そして今も申しました普通交付税プラス臨時財政対策債というものを合わせて見ていかなければならないということがあるわけでございますので、この部分で見てプラス両方足した額で見ていきますと、昨年度よりも2,200万ぐらいのマイナスになってしまうという率でい

くと1%ぐらいのマイナスになってしまいます。そういうふうなことで今のところは見込んでおります。

さらに今後というお話もありましたが、政府の中期財政フレームということの中では、要するに政府の方針なわけですが、平成24年度から3年間の地方一般財源を23年度と同水準にする方針というのがこれ明記をされているということがございます。ただ、この地方一般財源総額という中には社会保障関係費の自然増というのも含んだことになっています。ですので総枠は変わらないよと維持しますよということには言っているんですけども、その中には社会保障関係の費用はどんどんどんどん伸びていく一方でありますので、トータルが変わらん中で社会保障だけが伸びてるということになると、交付税だけで見るとこれは減っていくような格好になりやしないかというところもございまして、国の審議会などでは、今回の地方交付税増に対する厳しい意見も出ているというふうなこともございまして、政権が変わったらと言いますかいろいろの要素あると思いますが、混沌としているというかあまりはっきり分からない部分もあるわけですが、こういった要因は含んでいるということでございます。以上でございます。

議長（岡林幸政君）他に質疑はありませんか。（「なし」の声）それでは質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討 論・採 決

議長（岡林幸政君）日程第3 討論・採決を行います。

議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第2号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第3号 越知町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

はい、反対討論ですね。

反 対 討 論

10番（山橋正男君）反対討論です。理由、農業、林業、一次産業の不振、商店街にはとって商店街はというと、ゴーストタウンのように人通りが少なく売り上げが伸びないと店主は嘆いております。2次産業等の就業者の話を聞きますと、仕事をしたくても仕事がない、雇用率に至っては0.5パーセント前後であり、雇用が少ない。年金暮らしの方に話を聞きますと、生活は大変苦しく、細々と年金で生活をしてるというような話を賜ります。今議会でも介護保険のアップの改正があります。公務員もしかり、給与の減額、人員の削減等非常に厳しい状態が続くであろうと思われます。また、町民の声を聞くと大多数の方が反対であります。サイレントマジョリティ、すなわち沈黙の大衆声なき声の民衆、その方たちの怒りの声が聞こえてきます。この議案については議員の資質も問われる議案であると私は考えます。よって、第3号議案には反対であります。

議長（岡林幸政君）今、10番山橋議員から反対討論がありました。賛成討論はありませんか。はい、9番、藤原俊夫議員。

賛 成 討 論

9番（藤原俊夫君）ただいまは山橋議員から反対の討論でしたが、私の方からは賛成の討論をさせていただきます。このことにつきましては議員協議会全体会議で町長の方から随分と説明もございました。その席上では議員全員がその通りということでもございました。しかしながら、この間高知新聞に載りましたことによりまして議員の皆さんの考えも変わりました。私の、それから議員懇談会もありましてその席上でもこの高知県各町村の議会議員、町長、副議長などの金額も図に示されまして、皆さんにお見せをいたしました。議員の皆様もこれを持っております。越知町議会は今までに私が18年間議員を務めておりますが、3回議員の報酬が下がりました。そして一番最後がですね18年の4月の1日より町長が下がり、それに伴って議員もその割合で下がってから6年ぐらいずっと下がっております。そして、県下では越知町の議員の歳費は同じ人口を持つ中では最低でございます。高知県全体では、同数のところもありますが、下から2番目でございます。そういうところですね、私たちは6年間三位一体の改革とか合併をしなかったとか、そういう理由がありまして、歳費を下げてでも一生懸命に頑張ってきたわけでございます。そういうところで私はこの第3号議案に賛成をいたします。以上です。

議長（岡林幸政君）9番、藤原俊夫議員から賛成討論がありました。反対討論はありませんか。はい、4番、齋藤政広議員。

反 対 討 論

4 番（斎藤政広君）反対の立場で討論をさせていただきます。今回の改正案は特別職報酬等審議会の答申を受けたもので他町村と比べて非常に金額が低いことや、過去の減額の復元ということで審議会の答申等も尊重しなければいけないということは当然のことでございますけれども、反対をするわけですが、私は提案自体を否定するものではありません。ただ、今日の町民感情から見れば単純に他町村との比較だけで、もしくは、減額を復元するというだけで今なのかという感を強く感じました。よって本案に反対するものであります。

議長（岡林幸政君）斎藤政広議員から反対討論がありました。賛成討論はありますか。はい、12番、寺村晃幸議員。

賛 成 討 論

12番（寺村晃幸君）賛成討論を行います。先ほども議員の方からお話ございましたが、我々越知町議会は国の三位一体改革などにより過去3度にわたり議員歳費を削減しております。また、議員定数も段階的に縮小し、今回も2名の削減を決めました。また、特別職の報酬等審議会の委員の会においても平成17年度の水準へ戻すべきだと、そういう答申を受けておりますので、この委員会の答申は尊重されるべきものと判断いたします。よって本案に賛成の討論をいたすものであります。

議長（岡林幸政君）ただいま12番、寺村晃幸議員から賛成の討論がありました。反対の討論はありますか。11番、片岡清則議員。

反 対 討 論

11番（片岡清則君）それぞれの議員から報酬等の引き上げの委員会の意見を尊重すべきであるという意見も、実際我々議員にもそれなりの報酬を与えて議会議員に活動してほしいということも十二分に分かるわけですが、近年越知町のこの疲弊した状態、あるいは前回町会議員選挙では無投票、町長選挙も無投票ということで、正に越知町は平穏無事にっておりますけれども、要するに私たちは町民の負託をゆだねられておるわけですが、近年先ほど斎藤議員から、あるいは山橋議員からもそれぞれ説明があったように、今の現状の中で議員だけがお手盛りの歳費を議決をするということには大変な問題があろう、私はあえて申し上げますならば、先ほど寺村議員から2名の議員の削減ということも既に決まっておる。次の改選からは現在の12名を10人にする。そこで10人の議員さんの報酬を引き上げをするということなら分かるわけですが、現段階で引き上げをするということには大変な問題がある。こういう点で反対をするものであります。

議長（岡林幸政君）今、反対討論が行われましたが、賛成討論はありませんか。7番、西川晃議員。

賛成討論

7番（西川晃君）賛成討論、先ほど来反対の方もりましたが、これはこれまでの協議会において議員報酬並びに特別職の報酬なども県下でも最下位の方に入ると、そういった点からも今後議員報酬につきましては、この現在決まっております議員定数2名ということもありまして、これは協議会において後継者を育てるためにも議員報酬は上げるべきだというような方針になっております。私は賛成討論といたします。

議長（岡林幸政君）7番、西川晃議員から賛成討論がありました。はい、3番、武智龍議員。

反対討論

3番（武智龍君）3番、武智です。私は反対討論をさせていただきます。いろいろな事情というのは県下の事情というのは私たちも議会改革で勉強して、どこの辺に位置があるかということは認識しておりましたが、本当に一般人として思うた時に、隣がベンツを買うたけうちもベンツを買わないかんとというのは、それ買いたい気持ちは分かりますが、私はそれでも今上げることはいかなものかと思っておりました。この間いろいろな方にお話を伺いました。商店主、農業者、建設業の経営者、年金者、それぞれの30人ぐらいの意見を集約をしまして、やっぱりこの県民所得最下位に転落した高知県の縮図は越知町にあると、今なぜ上げるんだという意見を聞いて、やっぱり私の考えも間違っていないということで、この際議員自らが身を削るべきじゃないかと。もう一時辛抱する時やという思いで反対をいたします。

議長（岡林幸政君）今、武智龍議員から反対討論がありました。はい、1番、市原静子議員。

賛成討論

1番（市原静子君）失礼します。私はこの前で賛成、反対のこういう経験は初めてでございます。それでやはりここで一言はお話をしておかないといけないと思ひまして、自分の去年からの自分の心の一本の思ひがありました。それを今ここで話をさせていただきます。私もさまざまな意見を聞いてまいりました。本当に反対意見の方たちと本当に同じような内容を聞いてまいりました。でも本当に将来の越知町のことを考えてみれば今ここが肝心かなと思う部分もあります。それは、去年の町長のお話の中で越知町の5名の識者の方、その方の識者の方の5名の方の全員

一致で歳費を元に戻すということの話し合いがありまして、全員一致で上げようということをお話を聞きました時に、やはりその方たちの審議をしていただいた結果というものを重視もしていきたいなという気持ちもあります。そして、これからの越知町、本当に2つのこの最も低いこの給料をととても若い方たちの将来の議員のお話をしましたところ、生活ができていけないということがありました。それで会社を経営されてる方とかいろいろさまざまなお仕事2つ持っておられます。そういう方たちは成り立ってまいります。そういうことも考えまして、将来本当に越知町を若い方の議員が、これから高齢者になってまいります。その高齢者の気持ちを高齢者の方の議員が気持ちも分かってこれも良しと、それもあると思いますけれども、やっぱり若い方の発想でもって、若い方が越知町を担って活動していくところにやはり若い人たちが見て育っていくと思います。そういうことを踏まえて本当に私自身は町民の今の皆様の生活の上を考えてみれば本当に胸が痛いですし、反対すればそれも良しですけども、ここで越知町の将来の改革のことを思えばこれも1つ賛成をしてしっかりと議員自身が自覚を持ってそれなりの頂くお金に対しての仕事を全うしていくということをここで訴えながら、本当に私はこの場でこういう話をするっていうことは本当に夢にも初めての経験で分からなかったんです。だけれども、ここで私も一言賛成する意味でついてお話をしておかないといけないかなと思ひまして話をさせていただきました。大変にありがとうございます。

議長 (岡林幸政君) 討論はありませんか。(「なし」の声あり)。討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。

本案について原案の通り決することに賛成の方の起立を願います。起立少数です。よって本案は否決されました。

議案第4号 委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか(「なし」の声あり)。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の起立を願います。

起立多数です。よって本案は可決されました。

議案第5号 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか(「なし」の声あり)。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第6号 越知町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。はい、4番、齋藤政広議員。反対ですね。はい、反対討論を。

反 対 討 論

4 番（斎藤政広君）反対の立場で討論をさせていただきます。先ほどと同じような言葉になるんですけれども、今回の改正案は特別職報酬等審議会の答申を受けたもので、他町村と比べ低いことや過去の減額を復元ということもあり、この提案自体を否定するものではありません。しかし今の町民感情から見れば他町村との比較などは、それぞれ実際に生活する人にはそれほど関係のあることではなくて、今先ほども言いましたけれども、今上げる必要があるのかという感を強く感じますので本案に反対をいたします。ただ、いろんなお声を聞く中で県下一低いというのは大変気の毒なという意見も確かにあります。そして上げるにしてももう少し低額で段階的に処置をしてはどうかというふうな意見もあったということを付け加えます。

議長（岡林幸政君）ただいま、4番、斎藤政広議員より反対討論がありました。賛成討論はありませんか。はい、9番、藤原俊夫議員。

賛 成 討 論

9 番（藤原俊夫君）賛成討論をします。ただいま斎藤議員から反対の意見がでましたが、県下で一番町長として少ないのは5千人から1万未満では最低でございます。そして高知県全体ではですね、同じいったん下げてもまた元へ何年か経つと戻すという議会がありまして、それと1つ村の中で少ないところがございます、30万円、それも時限立法でありまして何年かしたら元の60万に帰るということになっておりますが、ご存じのように越知の町長は現在高知県の町村会の会長をやっております。高知県の尾崎知事とも懇意でございまして、非常に越知は恵まれた環境にありまして、いろいろと事業も取り入れて頑張っております。今の時代ではどうしてこの時期でなければいけないかということでございますけれども、議員協議会でも申しました通り、この時期でなかったらなかなか上げることはできないと思います。次来年その次町長が新しく変わりましたら、町長が変わったら早や上げるかということになります。そういうことで町民はそれぞれ30人の人に聞いたらそういうことかも分かりませんが、6千人が全員がそうではないと思います。そういうことで私は賛成討論をいたしたいと思います。

議長（岡林幸政君）藤原俊夫議員から賛成討論がありました。他に反対の討論はありませんか。賛成の討論もありますか。

（「なし」の声あり）。ないようでしたら討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。

本案について原案の通り決することに賛成の方の起立を願います。

起立小数です。よって本案は否決されました。

議案第7号 越知町税条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第8号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。4番、齋藤政広議員。反対討論ですか、賛成ですか。（「反対」の声）反対討論、はい。

反 対 討 論

- 4 番（齋藤政広君）反対の立場で討論をさせていただきます。議員そして町長と同じような文面にもなりますけれども、特別職報酬等審議会の答申を受けたものであって、その提案自体を否定するものではありません。しかし、今の町民感情から見れば単純な他町村との比較、県下で一番低いとかいうことだけでは今上げる必要があるのかという感を強く感じますので本案に反対をいたします。ただし、教育長の給料は一般職との年棒に差があるやに聞いております。この解消については大変気がかりでございますので、今後検討課題としていただきたいということをつけ加えます。

議 長（岡林幸政君）ただいま4番、齋藤政広議員から反対討論が行われましたが、賛成討論はありませんか。7番、西川晃議員。

賛 成 討 論

- 7 番（西川晃君）賛成討論です。私は賛成討論をさせていただきます。先ほど反対討論でありました齋藤議員からもありましたように審議会等、また町長職、特別職の給料とも同じように、そして同時に教育長の報酬は一般職の職員よりも低い、このような立場で本当に教育行政がやっていけるのか、また越知町の将来を考えた時に、やはり協議会の中でも議論したように私は賛成したいと思います。よろしく願います。

議 長（岡林幸政君）ただいま7番、西川晃議員から賛成討論がありました。反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）。賛成もありませんか。（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の起立を願います。

起立少数です。よって本案は否決されました。

議案第9号 越知町立公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第10号 越知町介護保険条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第11号 越知町営住宅管理条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第12号 平成23年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第13号 平成23年度越知町下水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第14号 平成23年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第15号 平成23年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第16号 平成24年度越知町一般会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第17号 平成24年度越知町簡易水道事業会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第18号 平成24年度越知町水道事業会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第19号 平成24年度越知町下水道事業特別会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第20号 平成24年度越知町国民健康保険事業特別会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第21号 平成24年度越知町介護保険事業特別会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第22号 平成24年度越知町後期高齢者医療特別会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第23号 平成24年度越知町土地取得事業特別会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第24号 平成24年度越知町蚕糸資料館事業特別会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第25号 平成24年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第26号 越知町過疎地域自立促進計画の変更について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第27号 高吾北広域町村事務組合規約の変更について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第28号 権利の放棄について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

以上で討論、採決を終わります。

議 員 派 遣

議 長（岡 林 幸 政 君）日程第4 議員派遣を議題とします。

議員派遣は配付した議員派遣計画表のとおりすることにご異議ありませんか（「異議なし」の声あり）。

異議なしと認めます。よって、議員派遣は配付のとおり決定いたします。

委員会の閉会中の所管事務継続調査

議長（岡林幸政君）日程第5 委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。はい、11番、片岡清則議員。

動 議

11番（片岡清則君）動議、この際動議を提出します。

町長の議会軽視に関する警告決議（案）

上記について別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年3月14日 越知町議会議長 岡林幸政様

提出者 越知町議会議員 片岡清則

賛成者 越知町議会議員 山橋正男、賛成者 越知町議会議員 齋藤政広、賛成者 越知町議会議員 高橋丈一、賛成者 越知町議会議員 岡林学、賛成者 越知町議会議員 武智龍、以上であります。

議長（岡林幸政君）ただいま片岡清則議員から動議の提出がありました。動議案の配付のため暫時休憩します。

休 憩 午後 2時35分

再 開 午後 2時40分

議長（岡林幸政君）再開します。お諮りします。ただいま11番、片岡清則議員から町長の議会軽視に対する警告決議（案）の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、この動議は成立しました。本動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。したがって本動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに擬態とすることに決定しました。

それでは追加日程第1 町長の議会軽視に対する警告決議（案）を議題をします。提出者の説明を求めます。11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）町長の議会軽視に対する警告決議（案）

株式会社ソニアは、平成23年の本町議会議員全員協議会で協議の結果、全員の賛成により、仁淀川町に譲渡をすることになっていた。

しかし、平成24年1月31日付の高知新聞において、民間の事業者に譲渡をし、3月末までに手続きを完了することが報道された。

平成23年12月5日の取締役会から平成24年1月30日の取締役会まで、譲渡に関する一連の動きについて、議会に対してもう少し丁寧に説明し、新聞報道で初めて知るといことがないよう、十分な注意を払うよう警告をする。以上、決議する。平成24年3月14日 越知町議会 以上であります。

議長（岡林幸政君）提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。提案者に対する質疑はありませんか。12番、寺村晃幸議員。

12番（寺村晃幸君）提出者にお伺いいたします。これまでも町長はソニアの問題については議員協議会などを通じて詳しく説明しております。こんなことで町長に対して警告決議を出すことは許されませんか。提出者はこのことについてどう思いますか。

議長（岡林幸政君）11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）内容を十分見ていただきたいと思います。平成23年度の議員協議会において、仁淀川町に譲るという話は実際満場一致で決まっておりました。しかし、1月の31日付の高知新聞において民間の事業者に譲渡をし、3月末までに手続きを完了することが報道された。私ども議会に対しては全くこのことは聞いた覚えがありません。個人的に聞いておったなら別ですけども、多くの議員が私のこの案に対して賛同するという事は、町長が十分に議員に了解を得てなかったと、報道機関が先に知るというようなことで私がいつも言っております、新聞の報道よりも今後ソニア問題について、いわゆる7業者からどういう問題で譲り受けをしたいということが一度でも話があったでしょうか。私はそういった覚えがありません。以上です。

議長（岡林幸政君）他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論を行います。まず、反対討論はありませんか（「なし」の声あり）。賛成もありませんか。「なし」の声あり）。討論なしと認めます。討論を終結します。

これから町長の議会軽視に対する警告決議（案）を採決します。本案について原案の通り決することに賛成の方の起立を求めます。起立多数であります。したがって町長の議会軽視に対する警告決議（案）は可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了しました。町長より一言お願いします。

町長（吉岡珍正君）何も申すことはございません。

議長（岡林幸政君）これにて平成24年第1回越知町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

閉会 午後 2時52分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員